

**令和2年度（2020年度）  
経済産業関係 税制改正について**

**令和元年12月  
経済産業省**

# 目次

1. オープンイノベーション投資をはじめとする成長投資の促進	2
（1-1）オープンイノベーション促進税制の創設	3
（1-2）更なる投資促進に向けた国内設備投資要件の強化	10
2. グローバル化や働き方改革の進展への対応	11
（2-1）5G投資促進税制の創設	12
（2-2）連結納税制度の見直し	16
（2-3）株式を対価としたM&Aの本則化	19
（2-4）消費税の申告期限の延長特例の創設	21
（2-5）経済社会のデジタル化等を踏まえた、電子帳簿保存制度等を含む申告・納税手続に係る制度及び運用に係る所要の整備	22
（2-6）日本企業の状況を踏まえた国際課税の見直し	23
3. 新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上	26
（3-1）特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）	27
（3-2）中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	31
（3-3）中小法人の交際費課税の特例措置の延長	32
（3-4）中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長	33
4. 自由化の下でのエネルギーの安定供給の確保	34
（4-1）電気供給業に対する法人事業税の課税方式の見直し	35
（4-2）ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	37
（4-3）非FIT電源由来の非化石証書の取引における税制上の所要の整備	39
（4-4）海外投資等損失準備金の延長	40
（4-5）非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の延長	42
（4-6）省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充・延長	44
（4-7）再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長	46
5. その他	47
（5-1）エネルギー・資源・環境関連	48
（5-2）地域経済・中小企業支援関連	51
（5-3）復興・防災関連	51
（5-4）その他	52

# **1. オープンイノベーション投資をはじめとする成長投資の促進**

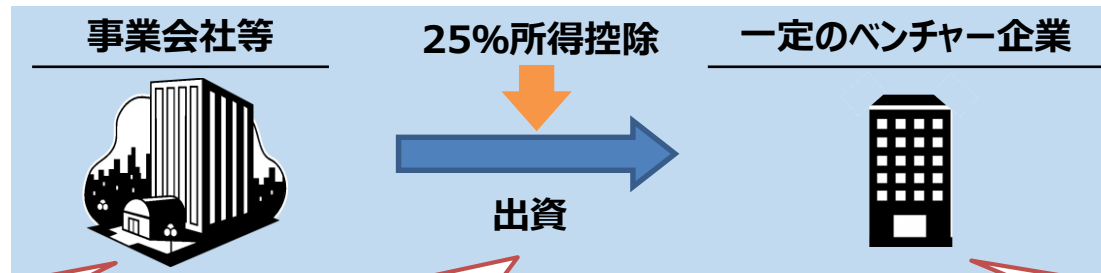
# オープンイノベーション促進税制の創設

(法人税、法人住民税、事業税)

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、設立10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、**25%の所得控除**を講ずる。

## 改正概要

【適用期限：**令和3年度末**まで】



### <出資を行う企業要件>

#### ① 国内事業会社

又は

#### ② 国内事業会社によるCVC(注1)

(※)事業会社又はその子会社が運営し、持分の過半数以上を所有するファンド等

### <行為要件>

- ① **1件当たり1億円以上**の大規模出資  
**中小企業からの出資は1,000万円以上**  
(※)海外ベンチャー企業への出資は5億円以上
- ② 株主間の株式売買ではなく、**ベンチャー企業に新たに資金が供給される出資**  
(※)発行済株式の取得は対象外
- ③ **1件当たりの控除額の上限は25億円、年間の控除額の上限は125億円**
- ④ **一定期間(5年間)の株式保有(注2)**

### <出資を受けるベンチャー企業要件>

- ① **新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場ベンチャー企業**  
(※)新設企業は対象外
- ② **出資を行う企業又は他の企業のグループに属さないベンチャー企業**



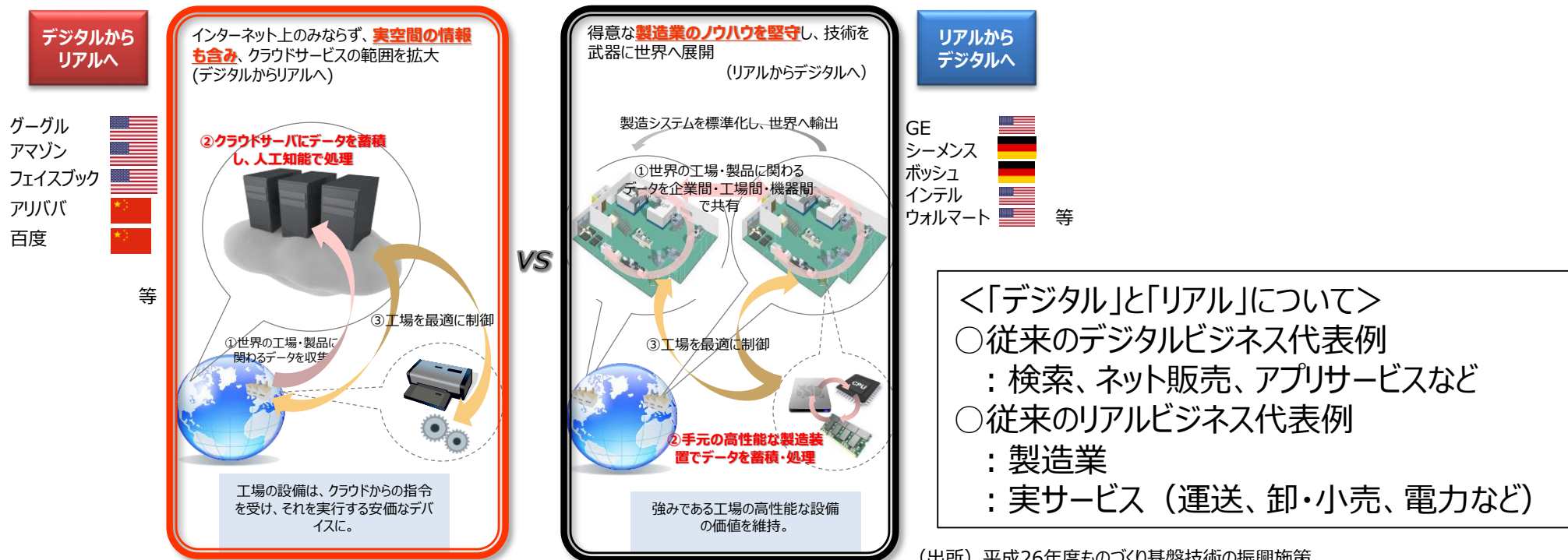
- 事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。(事前認定は行わない)

(注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

(注2) 5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。

# (参考) 「第4次産業革命の本質」と「両利き経営」の必要性及び、「両利き経営」における「オープンイノベーション」の重要性

- **第4次産業革命の本質**は、「『デジタルからリアル』、『リアルからデジタル』への進出・融合が急激に進展し、『データ利活用モデル』が付加価値の源泉になること」。これまでとは**全く異なる新たなビジネスモデルが急速に創出**されつつある。
- ①自らの**コアビジネスのデータ利活用モデルへの変革**と、②自らに無い**新領域**（デジタル由来のリアル、リアル由来のデジタル）への**挑戦の双方を同時に行う「両利き経営」が重要**。  
**研究開発や設備投資によるコア技術の継続強化に加え、革新的で動きが速いベンチャー企業とのオープンイノベーションこそ、今後の競争のカギ。**

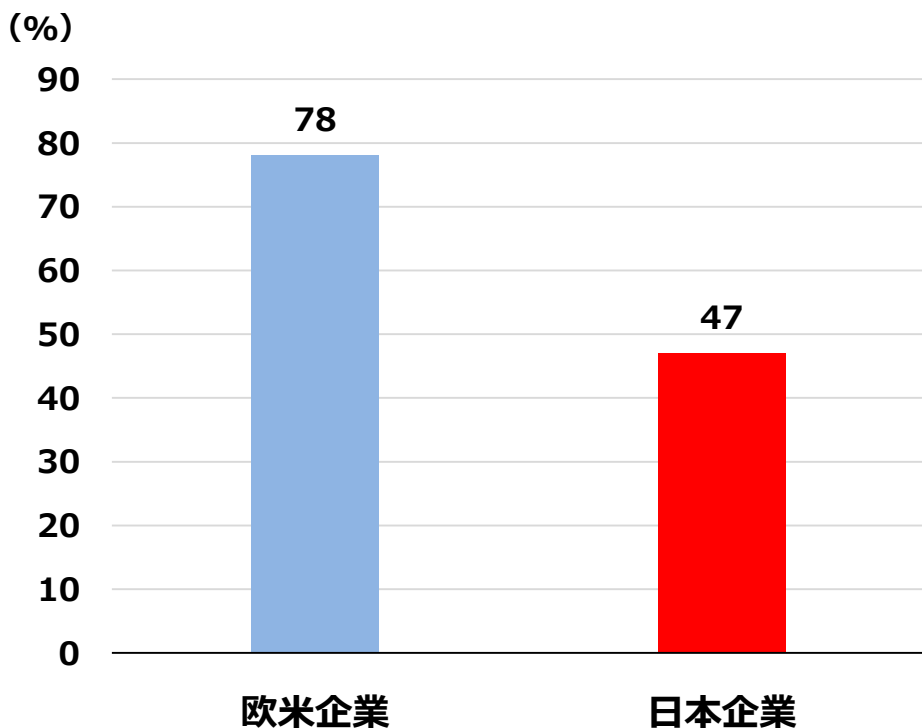


(出所) 平成26年度ものづくり基盤技術の振興施策

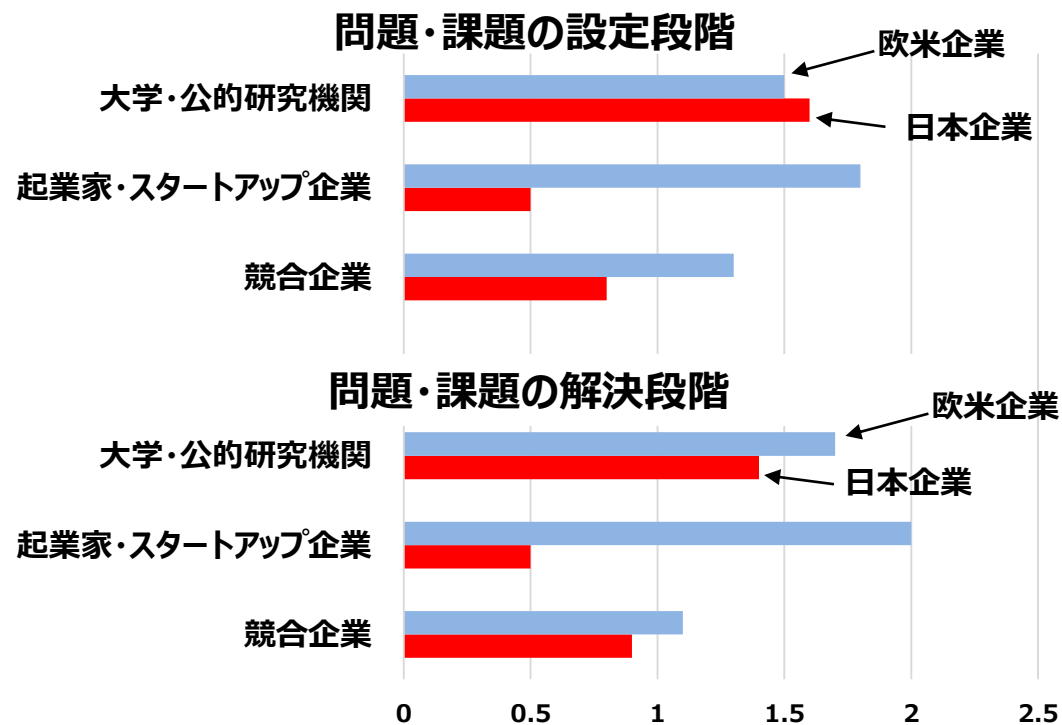
# (参考) 我が国企業のオープンイノベーションの現状①

- 我が国企業は従前より自前主義的発想が強く、特に革新性のあるベンチャー企業とのオープンイノベーションが遅れている。

## オープンイノベーションの実施率



## オープンイノベーションのパートナー



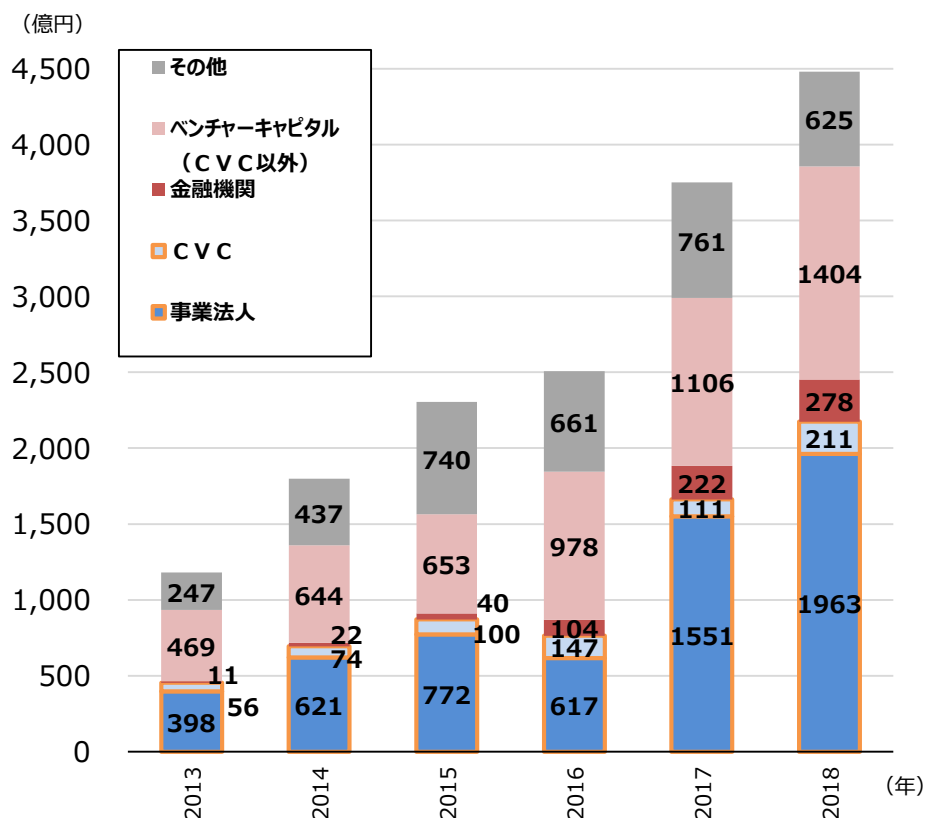
(注) 右図：横軸の点数は、企業に、オープンイノベーションに費やした時間と、パートナー別の時間を質問し、その割合を点数化した上で、回答者の平均値を算定したものである (0 = 0%、1 = 0超～25%未満、2 = 25～50%未満、3 = 50～75%未満、4 = 75%以上)。

(出所) 成長戦略実行計画 (令和元年6月21日閣議決定) より抜粋。

## (参考) 我が国企業のオープンイノベーションの現状②

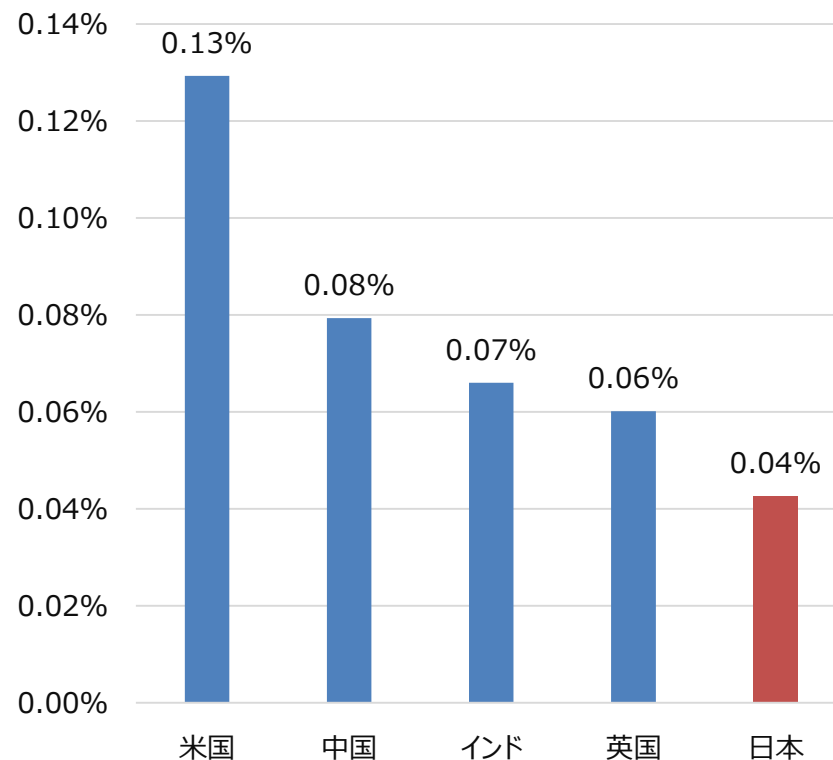
- 我が国においても、革新的で動きが速いベンチャー企業との連携の重要性が理解され始めており、事業会社等からベンチャー企業への投資は増加傾向にあるが、世界と比較すると、まだまだ不十分。米国の1/3程度にとどまっている。

### 国内ベンチャー企業への投資額（主体別）



(出所) 株式会社ジャパンベンチャーリサーチ「Japan Startup Finance 2018」より経済産業省作成。

### 事業法人・CVCの対GDP比ベンチャー投資額



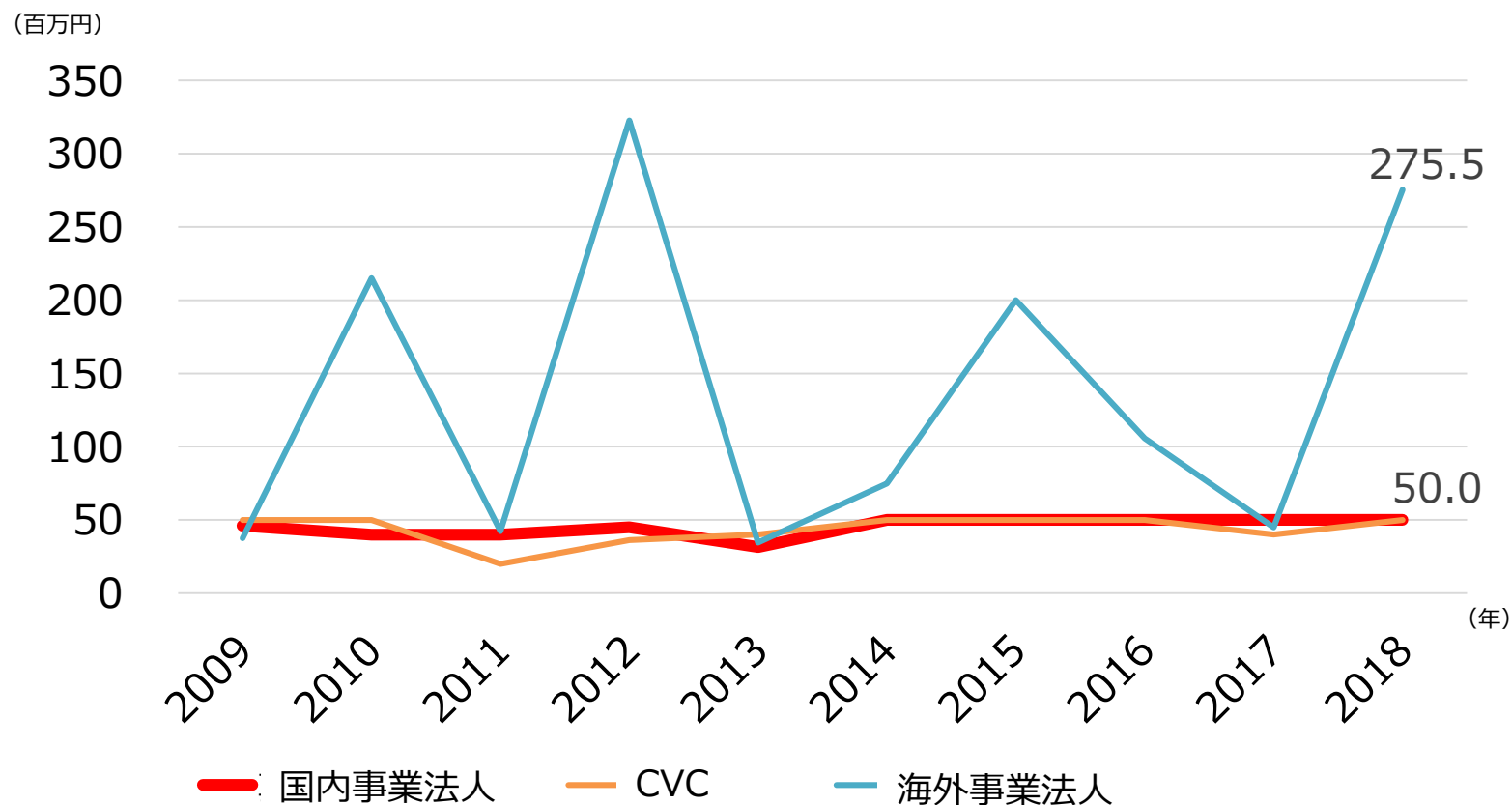
(注) 各国地域の当該投資額をGDPで割った値（2018年）。

(出所) CB Insights「The 2018 Global CVC Report」より経済産業省作成。

## (参考) 我が国企業の1件あたり投資額中央値

- 事業法人・CVCによる投資は、**1件あたり5,000万円前後**で伸び悩んでしまっている。
- 件数の増加はもちろんのこと、事業会社による**単なる「お試し」では無いベンチャー企業の成長への本気の貢献(=本気度)**を促し、また、**ベンチャー企業のレベルを世界で通用するレベルまで引き上げる**ためにも、我が国企業による**1件あたりの投資額を引き上げていくことが重要**。

### 投資家属性別 1件あたり投資額中央値



(出所) 株式会社ジャパンベンチャーリサーチ「Japan Startup Finance 2018」より経済産業省作成。

# (参考) 第4次産業革命に対応した更なるオープンイノベーションの促進に向けた施策体系

- 第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化を背景として、企業自らが有する人材・技術・資本などのリソースを活用し、革新的な技術や知識を有するベンチャー企業と連携することにより、新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープンイノベーションの促進が必要。
- これまで、コーポレートガバナンス改革をはじめ様々な施策を実施してきたところ、企業の成長投資の実践に向けたプレッシャーを一層強化しつつ、オープンイノベーションに対する直接的な税制上のインセンティブとして「オープンイノベーション促進税制」を措置することにより、第4次産業革命に対応したビジネスの変革を通じた次の経済成長に向けた基盤づくりを強力に促進する。

## 「出し手」へのアプローチ

### 社内アプローチ：コーポレートガバナンス改革

- コーポレートガバナンス・コード（2015→2018改訂）
- グループガバナンスシステムに関する実務指針（2019）
- 会社法改正による社外取締役の義務化（2020）

### 投資家からのアプローチ

- スチュワードシップ・コード（2014→2017改訂）
- 価値協創ガイダンス（2017）

### 賃上げ・生産性向上のための税制・租税特別措置の適用要件の見直し

既存  
企業

## 「行為」へのアプローチ

### オープンイノベーション促進税制

資金と資源の“解放”

革新的な技術・知識の共有

ベンチャー  
企業

### ベンチャー施策

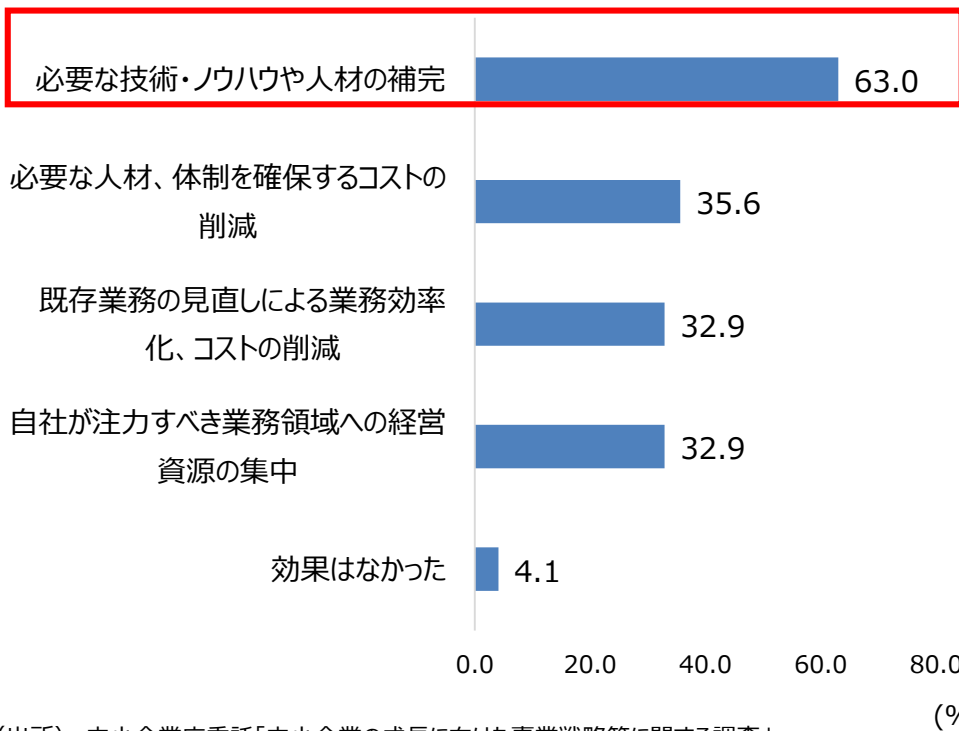
- 海外展開
- 大企業とのマッチング 等

## 「受け手」へのアプローチ

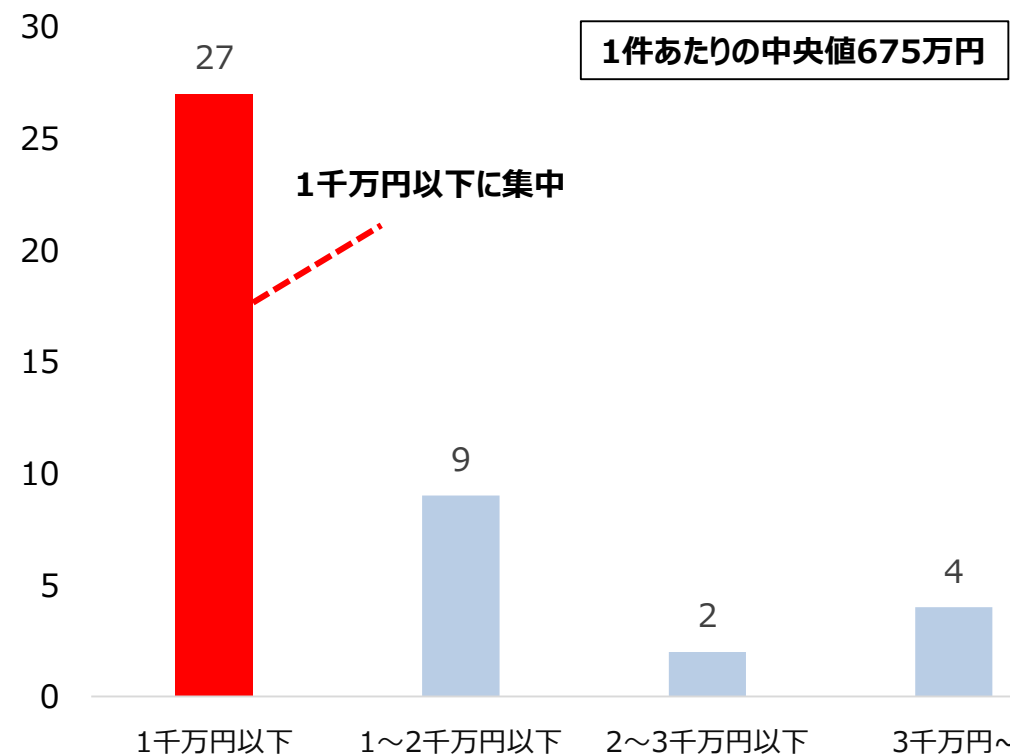
## (参考) 中小企業におけるベンチャー出資を通じたオープンイノベーションの重要性

- 中小企業において、自社の経営資源の不足を外部リソースで補う取組は、技術やノウハウ面等において、一定の効果を発揮。**中小企業にとっても革新的な技術を有するベンチャー企業とのオープンイノベーションは重要。**
- 他方、ベンチャー企業との製品の共同開発においては最低1千万円程度、共同事業の立ち上げには最低数千万円～1億円が必要とされており、オープンイノベーション促進のためには、**一定規模以上の出資を通じたオープンイノベーションを促進していくことも重要。**

### <中小企業が外部リソースの活用により得られた効果> (n=73)



### 中小企業のベンチャー投資金額の分布 (n=42)



(出所) 中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査」  
(2016年11月、(株)野村総合研究所)

(注) 1. 新事業展開に成功した企業のみ集計している。  
2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

(資料) 日本商工会議所  
「創業・第二創業の活性化に向けた新規設立企業における資金調達に関する調査」

● 収益が拡大しているにも関わらず、賃上げや設備投資に積極的でない大企業に対し、キャッシュアウトを促すため、研究開発税制等の生産性向上に資する租税特別措置の適用が停止される要件のうち、設備投資要件を強化。

● 設備投資の堅調な増加等を踏まえ、国内設備投資に対して一層のインセンティブを付与するため、大企業の賃上げ・生産性向上のための税制について、設備投資要件を厳格化。

租税特別措置の適用要件の見直し【現行制度】	
<p>大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額控除(※)の規定を適用しない。</p> <p>① <u>平均給与等支給額</u> &gt; <u>前事業年度の平均給与等支給額</u>                  ② <u>国内設備投資額</u> &gt; <u>当期の減価償却費の1割の金額</u></p> <p>但し、大企業の<u>所得金額</u>が<u>前事業年度の所得金額以下</u>の場合には対象外とする。</p> <p>(※) 対象となる税額控除：特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置(研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資の促進に係る税制)</p>	

賃上げ・生産性向上のための税制【現行制度】	
要件	<p>一定以上の賃上げと国内設備投資を達成</p> <p>① 継続雇用者給与等支給額の増加率が3%以上                  ② <u>国内設備投資額</u> ≥ <u>減価償却費額の90%</u>                  ※人的投資に積極的な企業(教育訓練費を一定以上増加させた企業)向けに上乗せ要件あり</p>
税額控除	<p>給与等支給額の                  前年度からの増加額の15%※                  (法人税額の20%を上限)                  ※人的投資に積極的な企業は20%                  (法人税額の20%を上限)</p>

**改正概要** 【適用期限：令和2年度末まで】

・上記の②の要件について、下記の通り強化。  
「その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えること」

**改正概要** 【適用期限：令和2年度末まで】

・上記の②の要件について、下記の通り強化。  
国内設備投資額 ≥ 減価償却費額の95%

(注) 本措置の対象に5G投資促進税制が追加

## **2. グローバル化や働き方改革の進展への対応**

- 5Gは、スマート工場や自動運転等の産業用途のほか、遠隔医療や防災等、地域の社会課題の解決にもつながる、次世代の基幹インフラ。サイバーセキュリティなど、安全性・信頼性等の確保が極めて重要。
- Society5.0の実現に向け、国際連携の下での信頼できるベンダーの育成を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行うため、主務大臣の認定に基づき、5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却を認める措置を新たに講じる。

○制度概要【適用期限：令和3年度末まで】

全国・ローカル5G事業者

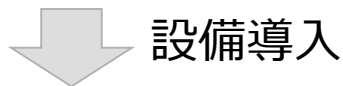


### 特定高度情報通信等システム導入計画 (仮) (主務大臣の認定)

事業者 (全国・ローカル5G事業者) が提出する以下の基準を満たす計画を認定

#### <認定の基準>

- ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性 (国際規格等)



計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、課税の特例 (税額控除等)

○課税の特例の内容

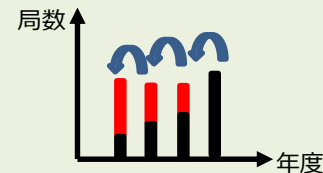
対象事業者	税額控除	特別償却
全国・ローカル5G事業者	15%	30%

(※) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

#### 【対象設備 (イメージ)】

- ・全国5G事業者が整備する基地局の前倒し整備分

- 送受信設備
- 空中線 (アンテナ)



- ・ローカル5G事業者が整備する5G設備

- 送受信設備
- 通信モジュール
- コア設備
- 光ファイバ



(※) ローカル5Gの活用事例 (イメージ)

## (参考) 5Gの特徴を生かした地域の社会課題解決

- 5Gは、①超高速・大容量、②超低遅延、③多数同時接続という特徴を有し、幅広い産業においてその活用可能性が広がることが期待される。
- 特に、地方での5Gインフラの早期構築は、産業のスマート化等、地域の社会課題解決につながり、今後の地方創生の大きな原動力となる。

### 5Gの特徴

#### ○ 8K動画配信など従来のスマホ端末の延長

(超高速・大容量 (データ量100倍: 2時間映画を3秒でダウンロード) で実現)



#### ○ 遠隔医療 (手術)、自動運転の実現

(超低遅延 (10分の1の遅延: 0.001秒でデータを伝達) で実現)



#### ○ スマート工場・スマート建設の実現

(多数同時接続 (100倍の機器に同時接続: 一スペースで、100台以上接続) で実現)



人手不足の地方こそ、  
5G (ローカル5G) に期待

農家が農業を高度化する  
**自動農場管理**



建設現場で導入  
**建機遠隔制御**

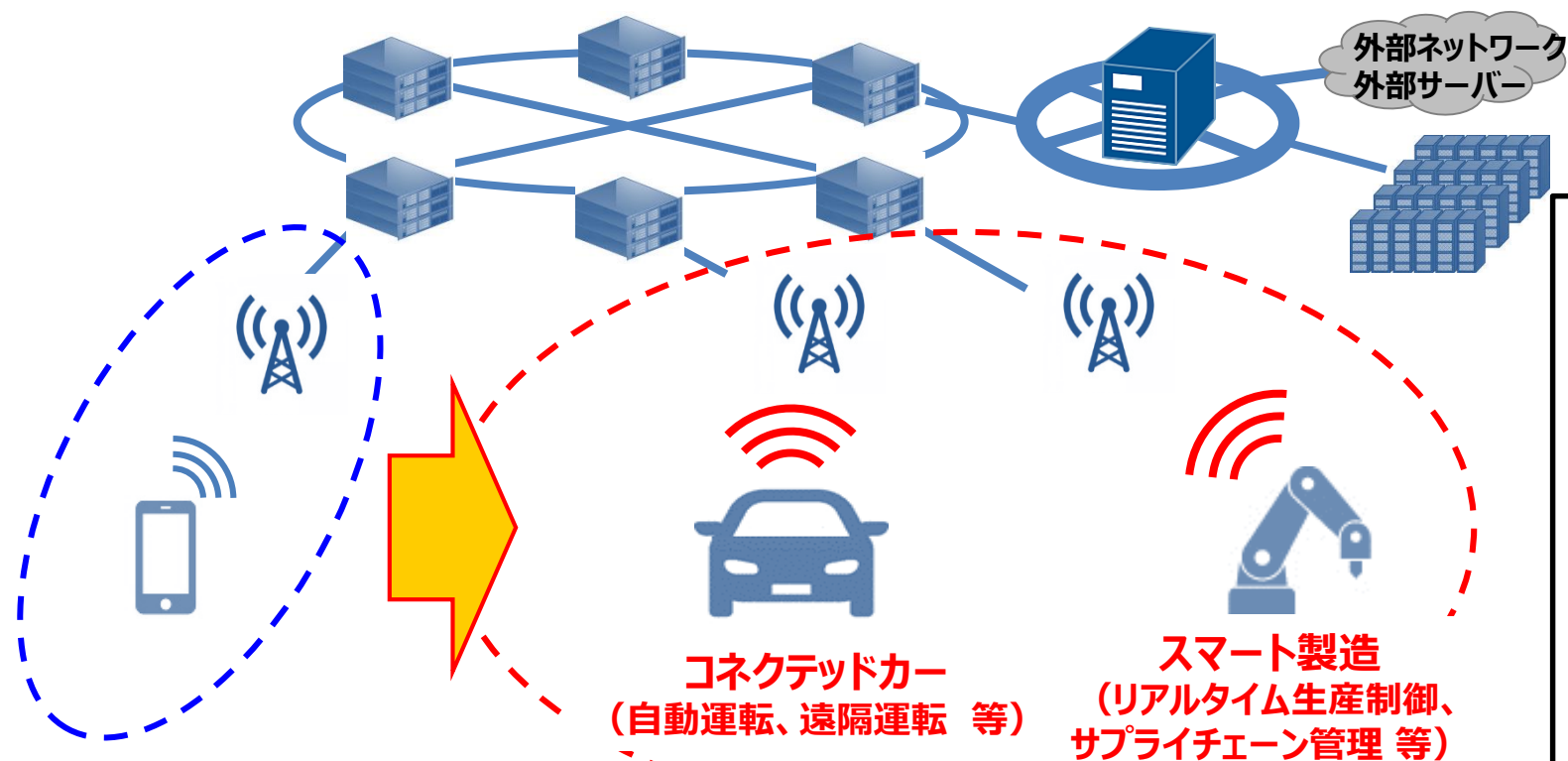


小売店で導入  
**商品管理・電子決済**



## (参考) 5Gインフラにおけるシステムの信頼性確保の重要性

- 5Gでは、産業用途での利用が拡大。サイバー攻撃は、物理的な事故に直結。  
また、日々、ソフトウェアがアップデートされるなど、5Gインフラのセキュリティリスクは検知が困難。
- したがって、5Gインフラの構築にあたっては、信頼できるベンダーによる、安全・安心なシステムの構築が極めて重要。



携帯電話利用

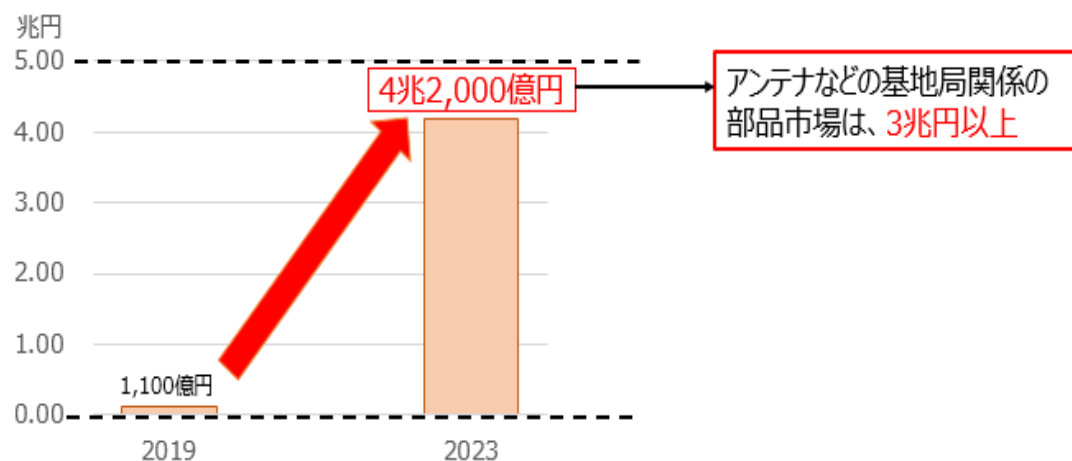
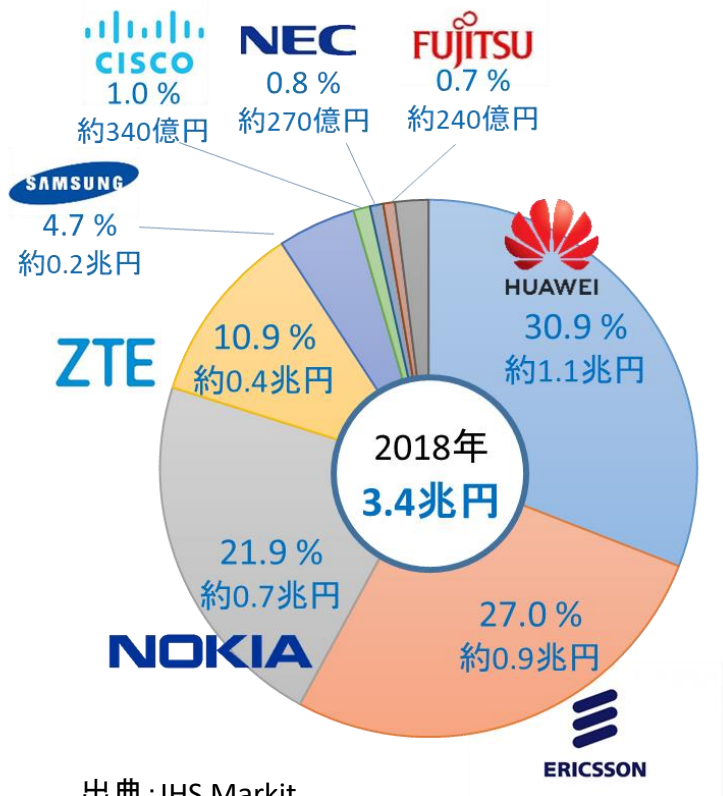
5Gでは、産業用途での利用が拡大。  
サイバー攻撃が事故に直結

- 日々、ソフトウェアがアップデートされるため、セキュリティの欠陥の検知は困難。
  - 複雑な設計の通信機器に設けられたセキュリティ上の欠陥を発見することは困難。
- ⇒ 5Gインフラの構築にあたっては、信頼できるベンダーによるシステムの信頼性の確保が重要。

## (参考) 国際環境を踏まえた、ベンダーの競争力強化

- 通信基地局インフラの世界シェアは、トップ3社で世界の8割を占める寡占市場。
- 今後、5Gインフラ市場は、大幅に拡大する見込み。今が市場獲得のチャンス。
- 予算による開発支援、税制優遇による市場拡大を通じ、ベンダーの競争力を強化するとともに、国際連携の下、信頼できるベンダーの世界市場獲得を後押し。

3G, 4G移動通信インフラ機器（基地局）の世界市場（2018年）      5G対応基地局の世界市場の推移（2019年～2023年）



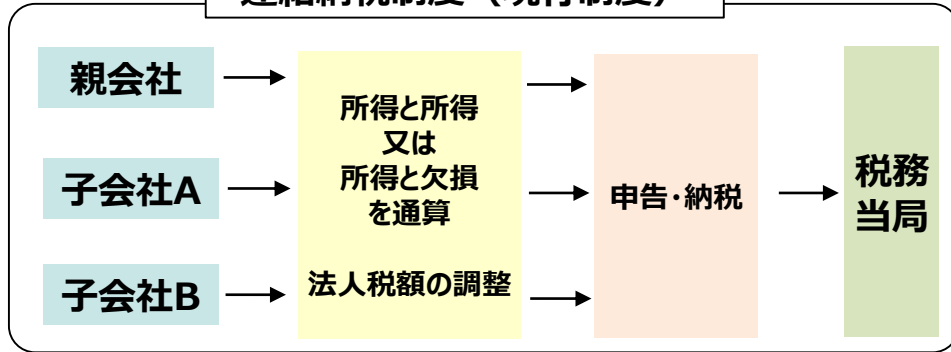
※富士キメラ総研「2018 5G/高速・大容量通信を実現するコアテクノロジーの将来展望」を基に経産省作成

## (2-2) 連結納税制度の見直し (法人税)

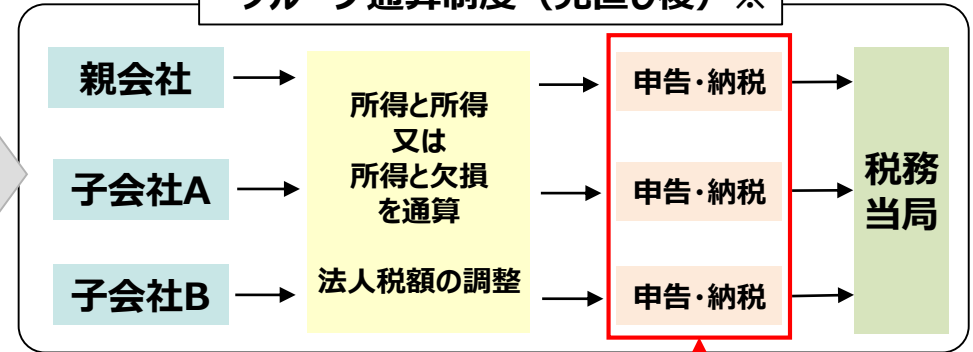
- 連結納税制度は、企業グループを一体とみて親会社と100%子会社の所得通算等を行う制度。
- 事務負担の軽減等の観点から、**グループ内において損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持**しつつ、**親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」**に見直しを行う。
- この際、機動的な事業再編を後押しするため、**グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小**するなどの見直しを行う。  
また、グループ経営の実態に即した税制とするため、研究開発税制や外国税額控除等、グループ一体で活用されるべき税制措置の取扱いや、**既存の連結納税適用グループの親会社繰越欠損金の取扱いは維持**する。

### 改正概要

#### 連結納税制度 (現行制度)



#### グループ通算制度 (見直し後) ※



※令和4年4月1日以後に  
開始する事業年度から適用

個別申告方式へ  
の見直し

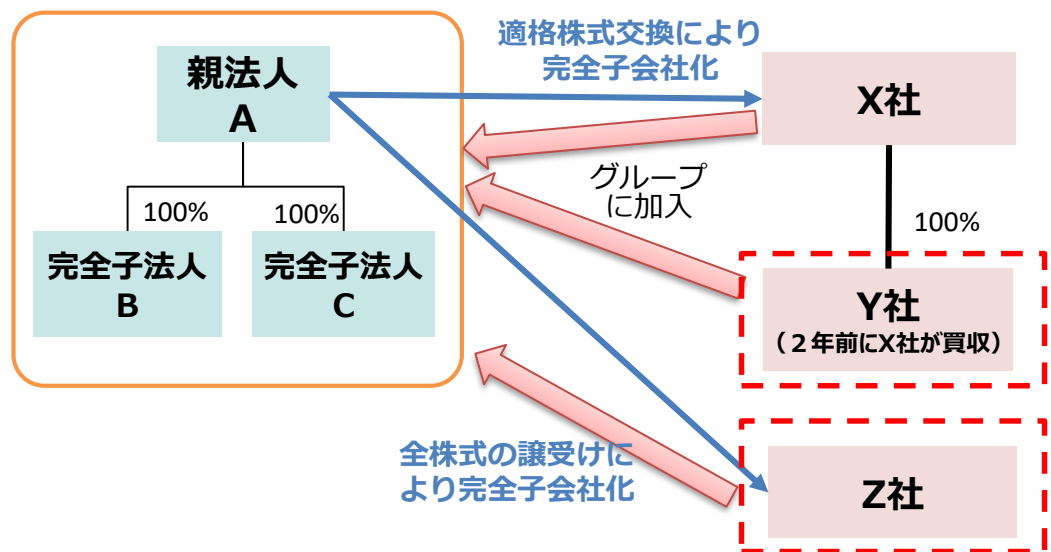
### 改正のポイント

- ① グループ加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小
- ② 研究開発税制や外国税額控除等の取扱いや、既存の連結納税グループの親会社の繰越欠損金の取扱いを維持

## (参考) グループに加入する際の時価評価課税や繰越欠損金の切捨てについて

- 現行制度では、適格株式交換等の場合を除き、完全子会社化してグループに加入する場合には、原則、加入会社の土地等の時価評価課税を行うとともに、繰越欠損金を切捨てることとなる。
- 機動的な事業再編を円滑化する観点から、加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切り捨ての対象を縮小する。

### グループ加入時に時価評価課税等の対象外となる類型の例



※今回、見直しを行う点につき、赤字

#### 【時価評価課税等の対象外となる類型】

時価評価課税及び繰越欠損金の切捨ての対象外となる類型

- ①適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人
- ②100%グループ内の新設法人
- ③完全支配関係継続、事業継続要件等の適格組織再編と同様の要件を満たして加入する法人

※50%超の支配関係が5年超の法人又は共同事業を行う法人に該当しない場合、繰越欠損金や資産の含み損について制限あり。

Y社、Z社も右③の要件を満たせば、  
時価評価課税等の対象外となる

## (参考) グループ調整計算について

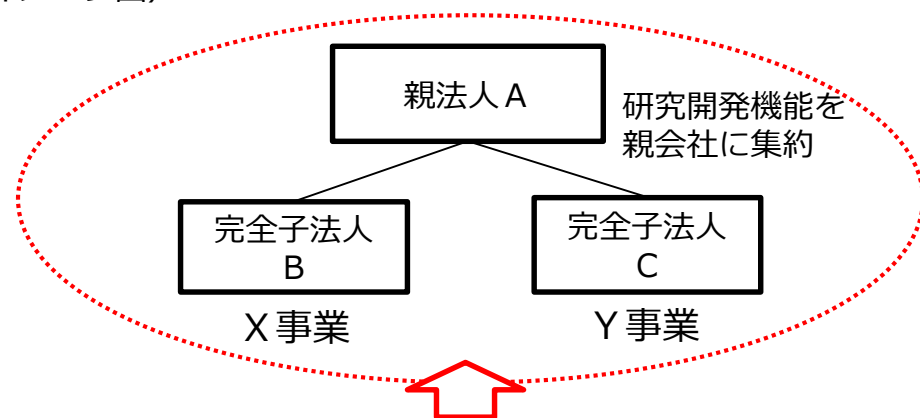
- 現行の連結納税制度において、研究開発税制や外国税額控除等については、連結グループ全体で計算している（「グループ調整計算」）。
- グループ通算制度においても、効率的なグループ経営を促進する観点から、それらについて引き続き同様の取扱いを行う。

### 連結納税制度の見直しの意義

- 連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえた上で、事務負担の軽減を図るための簡素化やグループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点から見直しを行うことにより、日本の企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備することができると考えられる  
(政府税制調査会 連結納税制度に関する専門家会合報告書(R1.8.27)より抜粋)

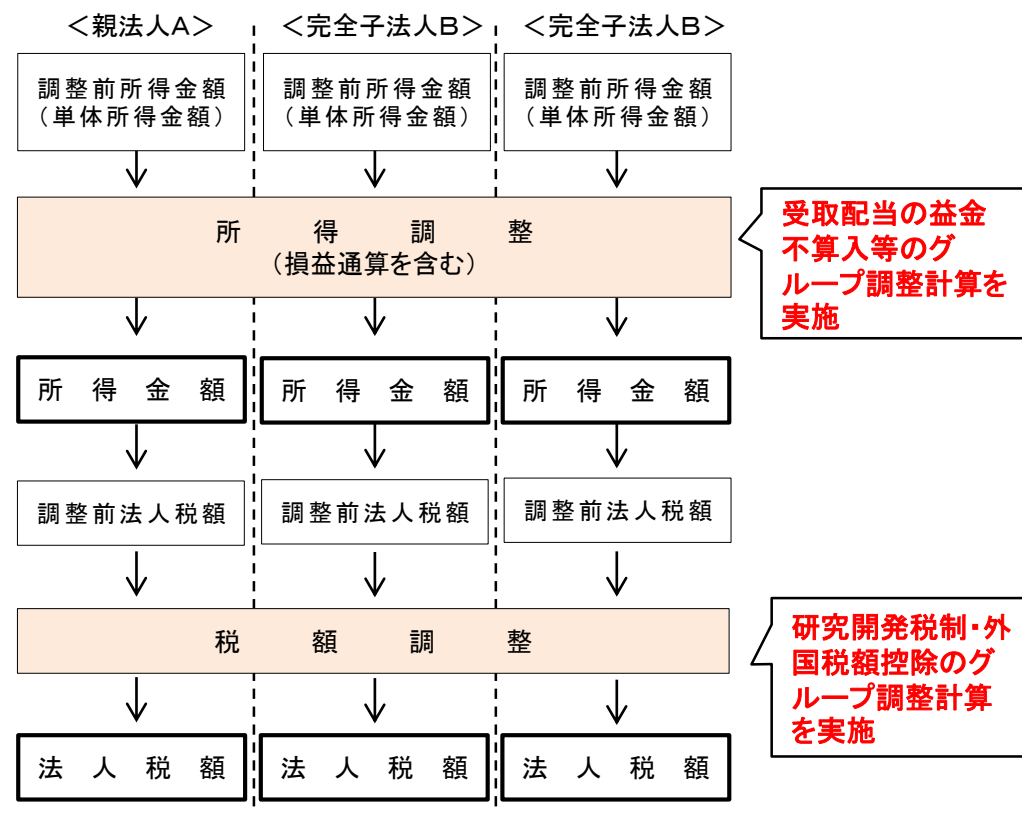
### グループ調整計算の意義

(イメージ図)



グループ経営の実態にあわせ、  
グループ一体で税額控除額等を計算

### グループ通算制度における 所得金額等の計算のイメージ



## (2-3) 自社株式等に対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置の創設

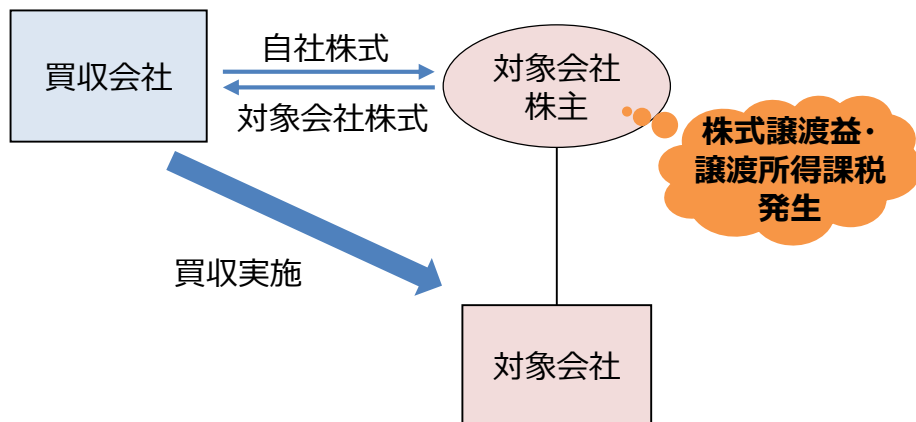
(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 欧米諸国では、自社の規模に比して大規模なM&Aを実現するため、公開買付（TOB）等で自社株式をM&Aの対価とすることが一般的に行われている。
- 他方で、我が国においては、会社法の規制や課税の問題から自社株式を対価に行うM&Aは事実上選択肢となっておらず、大規模なM&Aが行いづらい状況となっている。
- 今般の会社法改正により、新たに「株式交付制度」が創設され、会社法の規制が取り除かれることを踏まえ、欧米諸国とのイコールフットイングの観点から、**自社株式等に対価としたM&Aにおける対象会社株主の譲渡益等に対する課税繰延べ措置を講ずることについて、引き続き検討**する。

### 現行制度

【通常の場合】

(自社株式を対価とする例)



### 要望内容

### 株式対価M&Aにおける課税繰延べ措置の国際比較

国名		課税繰延べ措置の有無
	アメリカ	○
	イギリス	○
	フランス	○
	ドイツ	○
	日本	△*

\*産業競争力強化法の認定が必要（時限措置）

- 自社株式等に対価としたM&Aに応じた対象会社の株主について、株式譲渡益・譲渡所得への課税の繰延べ措置を講ずる。  
(期限の定めなし)

## (参考) 令和2年度与党税制改正大綱より

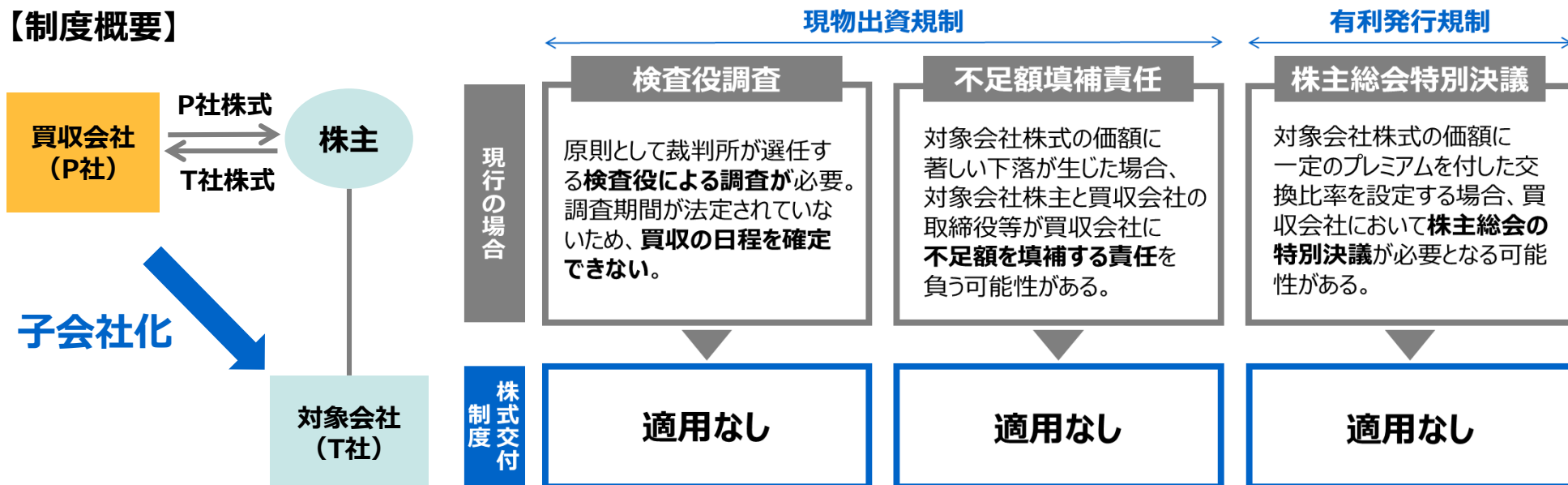
### 【第三 検討事項】(抜粋)

自社株式を対価とした公開買付け等に係る課税のあり方については、会社法制の見直しを踏まえ、組織再編税制等も含めた理論的な整理を行った上で、必要な税制措置について検討する。

## (参考) 会社法改正によって創設される「株式交付制度」

- 今般の会社法改正において、自社株式等に対価とするM&Aを、組織法上の行為と位置づけ、**新たに「株式交付制度」として創設**することとしている。
- これにより、これまで**株式対価M&Aを行う上で障害の1つとなっていた「株式発行に対する規制」が撤廃されることとなる。**

### 【制度概要】

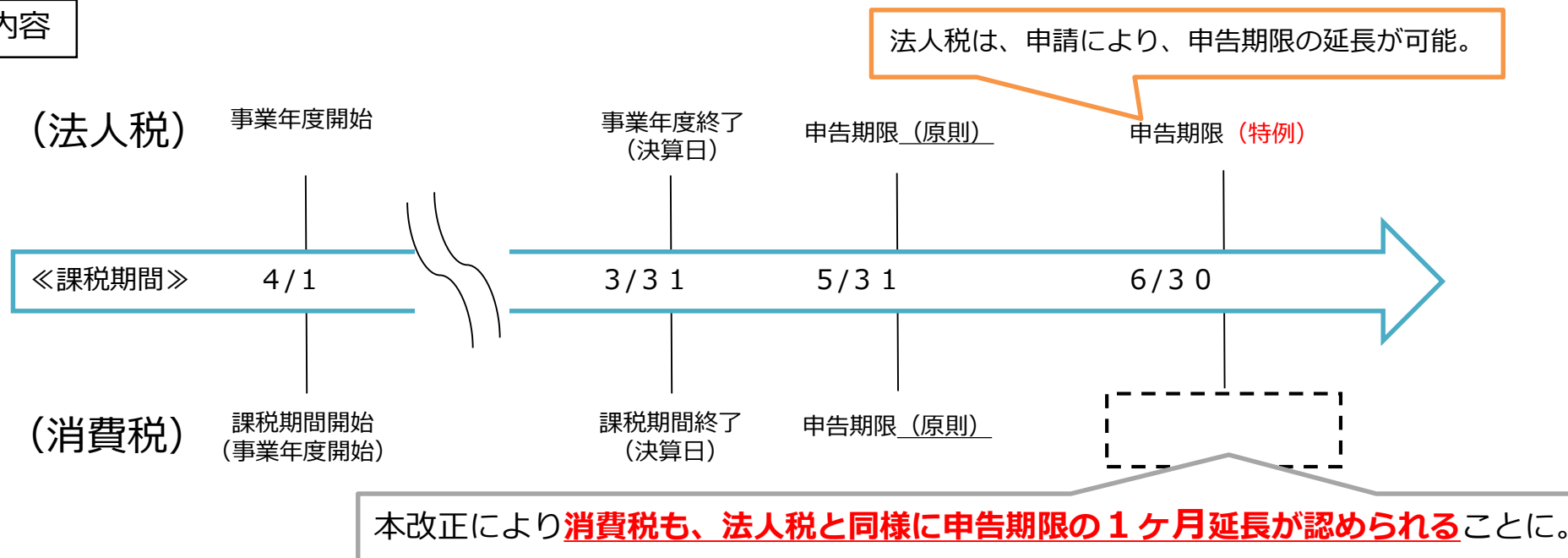


## (2-4) 消費税の申告期限の延長の特例の創設 (消費税・地方消費税)

新設

- 本年4月以降、働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、大企業においては本年から、中小企業においては来年以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされること。
- 企業においては、非効率な業務プロセスの見直し等を行い、一層従業員の生産性を向上させる等の取組が求められること、**企業の事務負担の軽減に資するよう、以下の通り消費税の申告期限の1ヶ月延長の特例を創設。**

### 改正内容



法人税の申告期限を延長している法人について、法人税申告と消費税申告が密接に関係する中、消費税には申告期限を延長する特例がないため、以下のような事務負担が生じているとの声があった。

- ・ 消費税申告を5月末に行うため、同時期までに法人税の申告調整も行う必要。
- ・ 消費税の申告後、法人税の申告調整が発生した場合、消費税額が変動し、修正申告や更正の請求を行う必要。

**(2-5) 経済社会のデジタル化等を踏まえた、電子帳簿保存制度等を含む申告・納税手続に係る制度及び運用に係る所要の整備** (所得税、法人税、消費税その他の国税及び地方税)

- 近年、経済社会のデジタル化等に伴い、クラウドを活用したサービスやキャッシュレス決済が普及。これらを踏まえ、電子的に受領した領収書等の国税関係書類の保存について、時代に即した整備を行う。
- また、地方税についても、電子化推進の観点から、eLTaxの対象税目に、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を追加することにより、特別徴収義務者（金融機関等）の税務手続を効率化。

改正内容

- ① ユーザー（受領者）が自由にデータを改変できないシステム（サービス）を利用  
 ② 発行者側でタイムスタンプを付与  
 のいずれかを満たし、受領者側で自由にデータ改編ができないことを担保

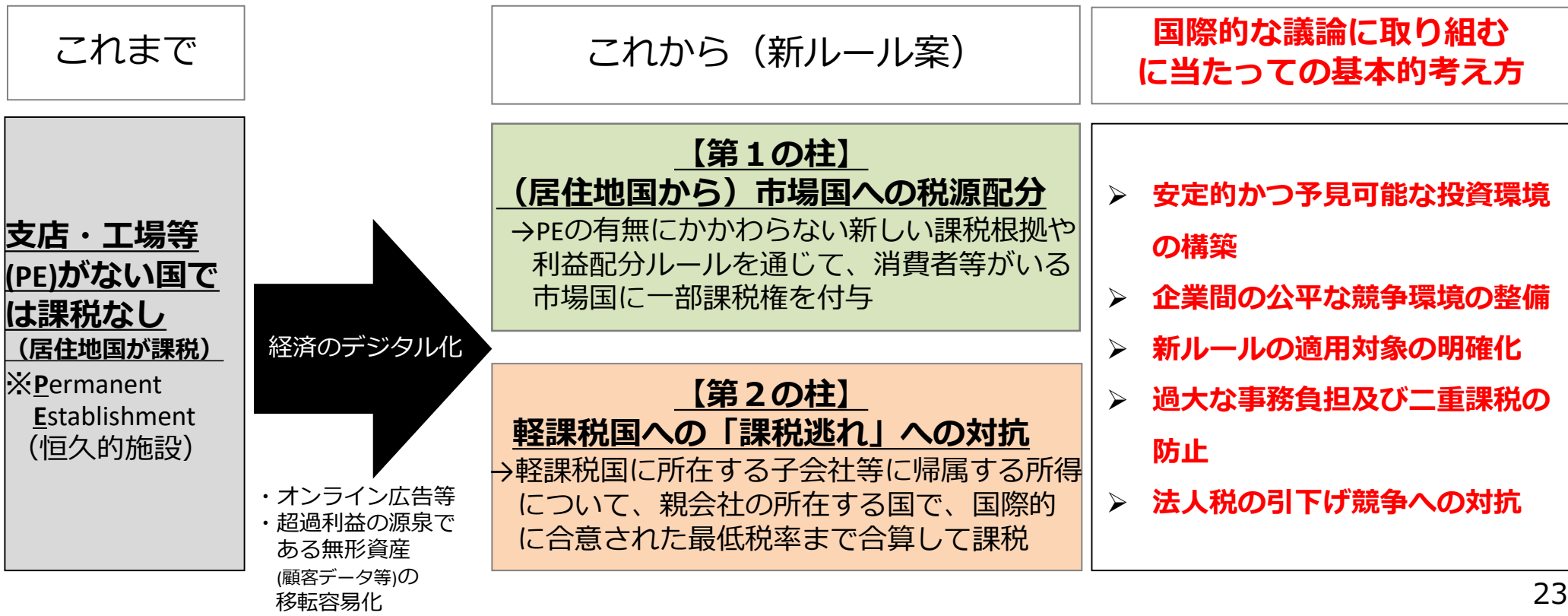


国税関係書類が、**適切に保存されている**ものとして取り扱うことが可能となる。

- 国際課税ルールの見直しに当たっては、OECD等における国際的な議論の動向を踏まえつつ、海外企業とのイコールフットイングを確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとなるよう、過大な事務負担や二重課税を生じさせないなど合理的かつ明瞭な制度となるようにする。

## 国際的議論の状況及び日本政府の方向性

- 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しについて、OECDを中心に以下の2つの柱からなる解決策について2020年末までに国際的な合意をまとめるべく検討が進められている。
- 日本政府としては、解決策が日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとなるよう、以下5つの点を国際的な議論に十分に反映させるよう取り組む。



# (参考) 国際的な議論に取り組むに当たっての基本的考え方 (令和2年度与党税制改正大綱より)

## 1 安定的かつ予見可能な投資環境の構築

- 一国主義的な課税措置は、企業のビジネス展開上の不確実性を増加させ、健全な企業活動に負の影響をもたらす。国際合意に基づいた解決策を早期に見出し、企業にとって安定的かつ予見可能な投資環境を構築することが重要。

## 2 企業間の公平な競争環境の整備

- 企業間の公平な競争環境を整備し、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につなげる必要。
- 第1の柱は、わが国や市場国に適切に利益を計上している企業の税負担には大きな影響を与えないものとする必要。第2の柱は、軽課税国に利益を移転することで租税回避を行っている多国籍企業の税負担を適正化するなど、企業が経済活動の拠点をいかなる国・地域に置くかにかかわらず最低限の税負担を確保することによって、公平な競争環境を整備。

## 3 新ルールの適用対象の明確化等

- 新たなルール導入に当たり、企業に不測の影響を与えないように、対象となるビジネスの範囲を適切に限定しつつその定義を明確に定めるなど、合理的かつ明瞭な制度とすることが重要。

## 4 過大な事務負担及び二重課税の防止

- 新しいルールの執行が企業に過度な事務負担を企業に課さないように配慮することが必要。
- 二重課税が生じないよう、強力な紛争防止・解決メカニズムを構築することも重要。

## 5 法人税の引下げ競争への対抗

- 「底辺への競争」とも言われる法人税の引下げ競争を放置すれば、どの国の財政も立ちゆかなくなり、そのしわ寄せは特に中小企業や個人に及びうる。
- 投資を惹きつけるための法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、各国の税源を守る措置を国際協調の下で進めていくことが必要。

## (参考) 企業買収後の配当及び株式譲渡を組み合わせた租税回避への対応

- 企業買収後の配当及び株式譲渡を組み合わせた租税回避に対応するため、法人が一定の子会社から一定の配当を受け取った場合に、子会社株式の帳簿価額を引き下げる見直しを行う。
- 見直しに当たっては、措置の対象を過去10年以内に買収（支配関係発生）した子会社からの配当に限定するなど、企業に過度な負担が及ぶことがないように配慮。

### 改正概要

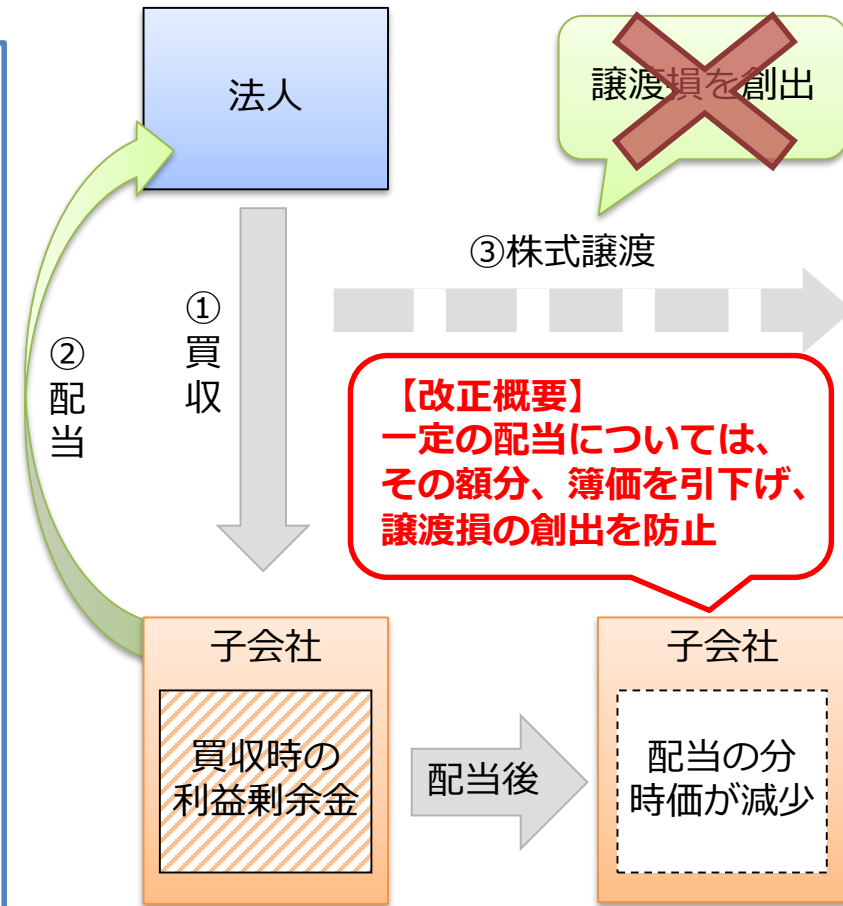
法人が（1）一定の支配関係にある子会社から（2）一定の配当額（みなし配当金額を含む）を受け取る場合、株式の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額等を減額する。

#### （1）一定の支配関係のある子会社（対象となる子会社）

⇒ 法人（及びその関係者）が株式等の50%超を保有する子会社  
※ 但し、子会社が内国法人であり、かつ、設立から支配関係発生までの間において株式の90%以上を内国法人等が保有しているものを除く

#### （2）一定の配当額（対象となる配当）

⇒ 1事業年度の配当の合計額が株式の帳簿価額の10%を超える場合の配当の合計額  
※ 但し、その合計額が①支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合または②2,000万円を超えない場合を除く。また、③配当の合計額のうち、支配関係発生から10年経過後に受ける配当額を除く。



### **3. 新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上の促進**

## (3-1) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 (エンジェル税制) (所得税・個人住民税)

- 創業間もないベンチャー企業にとって**資金調達**は依然大きな課題。
- そのため、12年ぶりにエンジェル税制を見直し、**時代の変化に対応した制度**とすることで個人投資家からの投資を促し、ベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給する。
- 具体的には、**対象ベンチャー企業の拡大**や**多様な層の投資家**が本税制を利用しやすいよう手続きの簡素化を図る。

### 改正事項① 対象企業要件を、設立後3年未満から5年未満へ改正

製品やサービス開発等の高度化を背景に、高度な技術を要し開発期間が長期化するベンチャー企業が増加  
→長期に渡る研究開発により**黒字化に時間を要している企業への資金供給を促進**

### 改正事項② 経済産業大臣認定制度の拡充

エンジェル投資家の裾野拡大を背景に、ベンチャー企業の目利きができる事業者の認定制度を拡充  
認定事業者を経由した投資については企業の要件確認を簡素化  
→**認定ファンドおよび新たに認定対象とする株式投資型クラウドファンディングを通じた投資の促進**

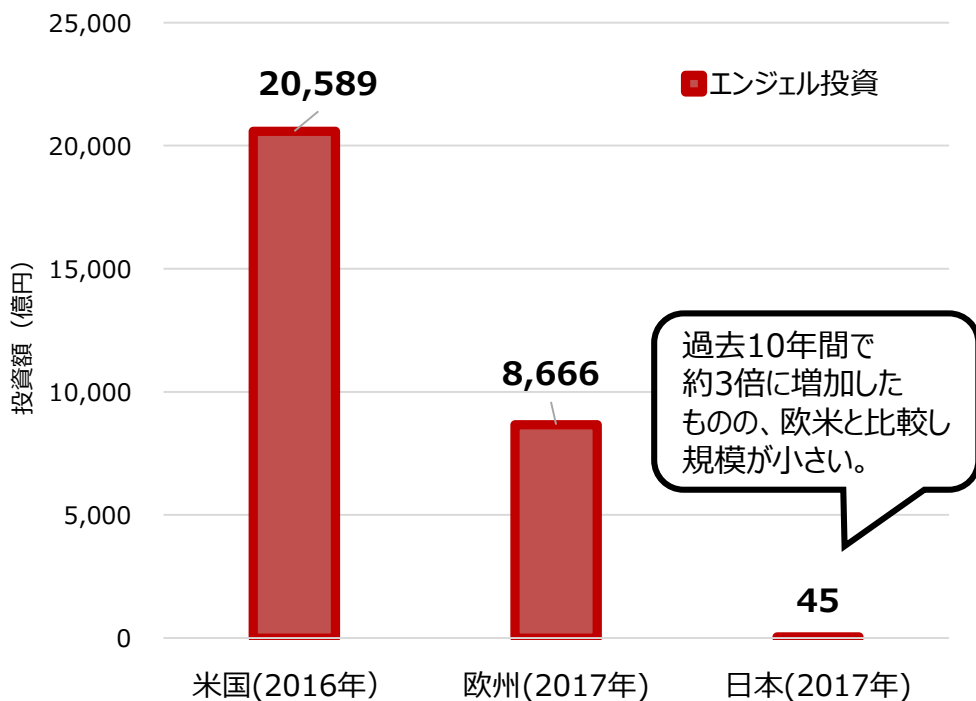
### 改正事項③ 申請手続きの重複を改善

ベンチャー企業が都道府県に行く申請書類の重複を改善し、申請手続きの効率化を行う。

## (参考) 創業間もない企業のニーズと日本のベンチャー投資について

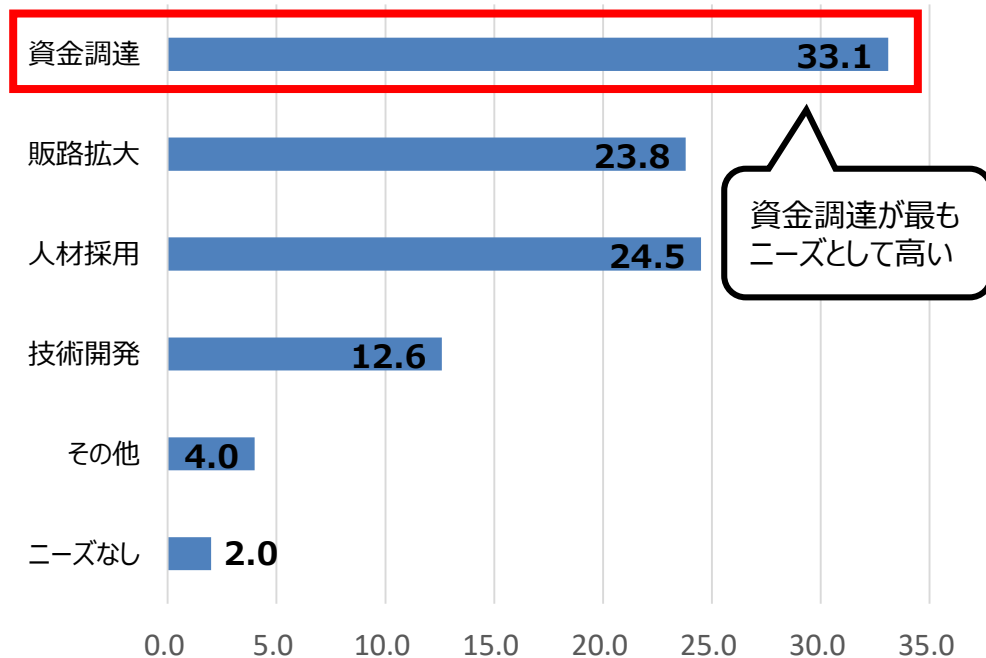
- 創業後間もない企業にとって『資金調達』は依然大きな課題。個人のベンチャー投資は、過去10年で約3倍になったものの、諸外国と比較し圧倒的に規模が小さい。

<エンジェル投資額の各国比較>



米国：Angel Capital Association等  
 英国：The European Trade Association for Business Angels等  
 日本：エンジェル税制活用実績より

<設立5年以内のベンチャー企業を対象とした現在あるいは近い将来の経営ニーズ>



(資料) 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2018」

# (参考) エンジェル税制概要 (投資した年に受けられる所得税の優遇措置について)

- 創業から間もない会社に出資する個人がその株式投資額を総所得・株式譲渡益から控除できる制度。下記優遇措置Aまたは優遇措置Bのどちらか一方を選択し、投資を行った年に税優遇を受けられる。\*1

## 【優遇措置A】

### 1. 優遇措置の内容

- 株式投資額の所得控除による減税

### 2. 投資先企業の要件

- 設立3年未満の中小企業⇒ **5年未満の中小企業に拡充**

※3年以上～5年未満の企業は、後述の「新しい事業活動をする会社」要件のうち②④を満たす必要あり

- 営業キャッシュフロー赤字

- 新しい事業活動をする会社であること\*2

①新事業活動従事者等が2名以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上

②試験研究費等比率5%超 (⇒3%から引上げ)

③売上高成長率が25%超

④外部株主の割合が1/6超

- 大企業の子会社等でないこと

### 3. 控除上限金額

- 控除対象となる投資額の上限は以下のいずれか低い方

①総所得金額の40%

②800万円(⇒少額投資増加を背景に1,000万円から引下げ)

## 【優遇措置B】

### 1. 優遇措置の内容

- 株式投資額の株式譲渡益からの控除による減税

### 2. 投資先企業の要件

- 設立10年未満の中小企業

- 新しい事業活動をする会社であること\*2

①新事業活動従事者等が2名以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上

②試験研究費等比率3%超、5%超

③売上高成長率が25%超

④外部株主の割合が1/6超

- 大企業の子会社等でないこと

### 3. 控除上限金額

- 控除対象となる投資額の上限なし

等

\*1 対象株式の売却時に生じた損失についても別途優遇措置あり。

\*2 適用される要件は設立経過年数等により①～④の範囲内で異なる。

## ●エンジェル税制申請から確定申告までの主な流れ

① 企業要件の確認申請



ベンチャー企業



確認



各都道府県

② 確定申告時の必要書類を交付



ベンチャー企業



投資家

③

確定申告により  
所得控除or株式譲渡益から控除



投資家



税務署

## (参考) 経済産業大臣認定制度の拡充について

- 通常ベンチャー企業は最大20種類程度の書類にて都道府県へ企業要件の確認申請を行う必要があるところ、現行、ベンチャー企業に対し、指導・支援能力を有するファンド（＝投資事業有限責任組合）については、経済産業大臣認定制度により要件面の一部が緩和されている（優遇措置Bに限る）。
- 指導・支援能力を有する事業者を通じたベンチャー投資を促進するため、令和2年度改正により、**経済産業大臣認定制度の対象を優遇措置Aにも拡大する**ほか、新たに**株式投資型クラウドファンディング事業者を追加する**。

### (課題)

- ・ 利用者の多い優遇措置Aでは都道府県への確認申請が必須の手続きであった。
- ・ 近年、投資手法として台頭したクラウドファンディングについても、別途エンジェル税制の対象となるか都道府県への確認申請が必要であった。

### ◎ 改正後の確認事務を行う者

#### 優遇措置A

- ・ 都道府県
- ・ **認定ファンド** **追加**
- ・ **認定クラウドファンディング事業者** **追加**

#### 優遇措置B

- ・ 都道府県
- ・ 認定ファンド
- ・ **認定クラウドファンディング事業者** **追加**

#### 改正ポイント①

優遇措置Aでも都道府県以外  
の確認事務が可能となった。

#### 改正ポイント②

経済産業大臣の認定を受けた  
クラウドファンディング事業者も  
確認事務が可能となった。

#### 改正ポイント③

経済産業大臣認定の事業者  
による確認の場合、試験研究費  
比率などの成長性要件は不要。

## (3-2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

延長

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能となる税制措置。
- 中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

### 改正概要

- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）
- 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外する。

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注) (残存価額なし)	本則
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

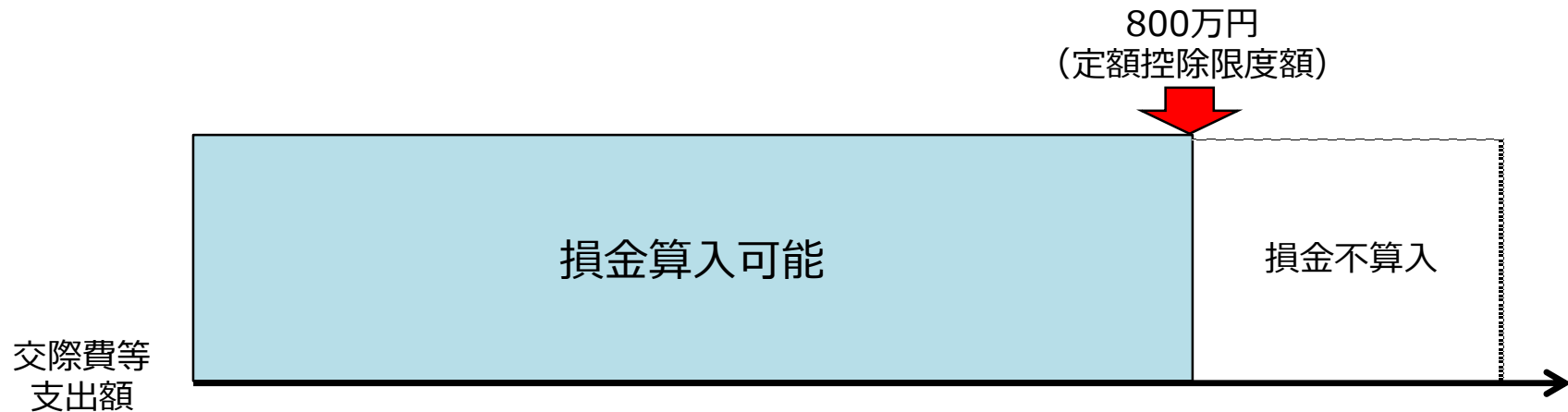
(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

### (3-3) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能。**
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費**であること等を踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

#### 改正概要

○適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。  
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】中小法人については、上記特例措置（※1）と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※2）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

# (3-4) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

延長

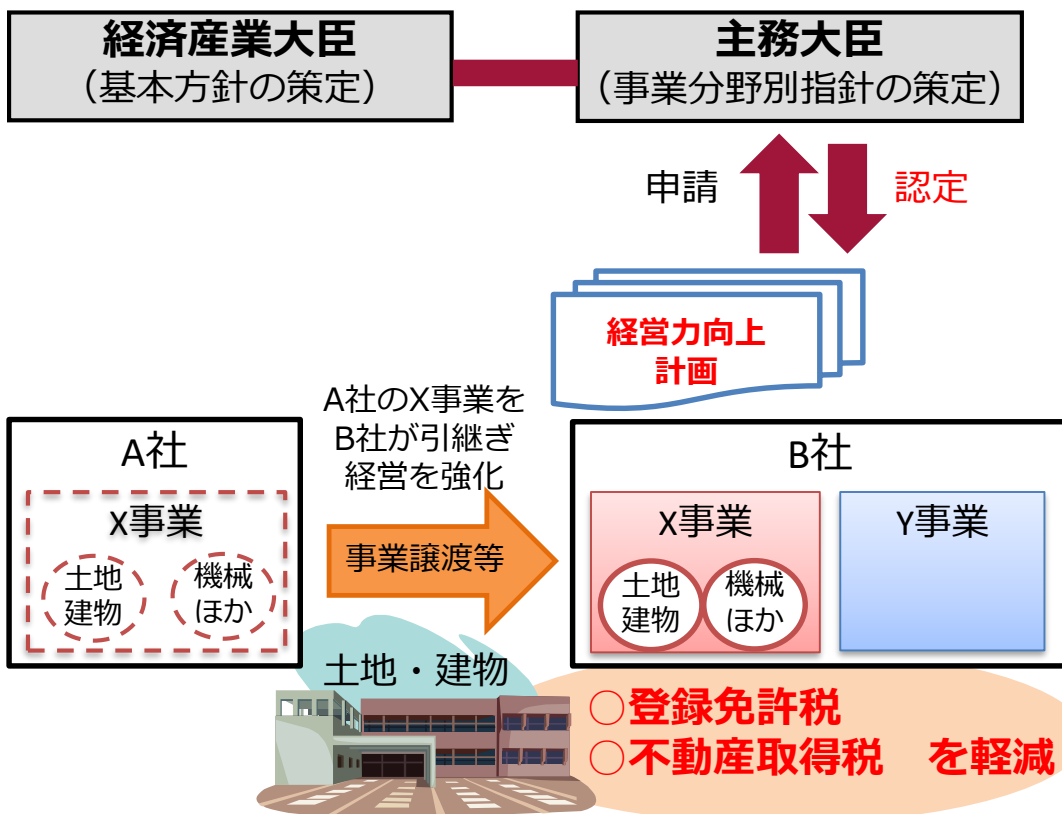
(登録免許税・不動産取得税)

- 後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、**いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。**
- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで**次世代への経営引継ぎを加速させる措置**について、**適用期限を2年間延長する。**

## 改正概要

○適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）

【中小企業等経営強化法】



## <登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

## <不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	1/6減額相当 (税率にすると2.5%)
住宅以外の 家屋	4.0%	1/6減額相当 (税率にすると3.3%)

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

## **4. 自由化の下でのエネルギー安定供給の確保**

- 電気供給業は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用（収入金課税）されており、「一般の事業」（所得割+外形標準課税）とは異なる扱い。
- 令和2年度税制改正においては、**地方財政への影響等も考慮し、発電・小売事業のうち2割程度に、外形標準課税**を組み入れることとなり、一般の事業の課税方式に一步近づいた。現行の課税方式が始まった1949年以来、約70年ぶりの見直し。
- また、令和2年度与党税制改正大綱では、「その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。」ことが明記された。「一般の事業と同様の課税方式」の実現に向け、発電・小売全体の課税方式の見直しについて、引き続き検討する。

改正概要

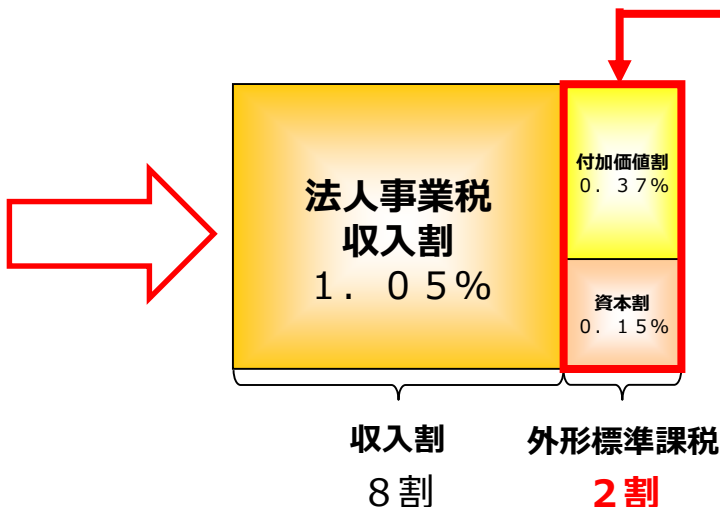
【現行】

収入金課税のみ



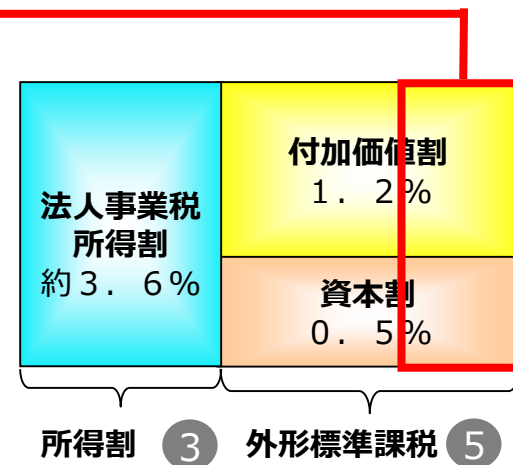
【2020年度～】

2割程度に外形標準課税を導入



(参考)

一般の事業 (所得割+外形標準課税)



## (参考) 令和2年度与党税制改正大綱より

電気供給業については、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する法人事業税の課税方式の見直しを行う。

また、電気供給業を含め収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。

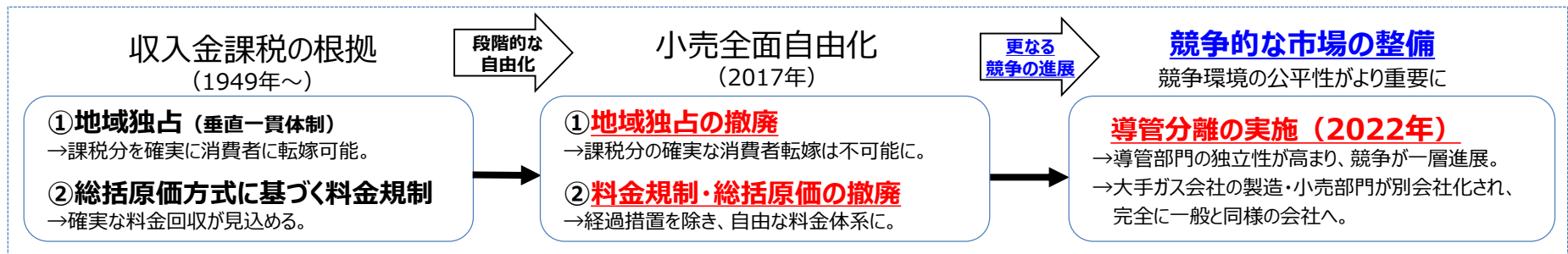
- ガス供給業は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用（収入金課税）されており、「一般の事業」（所得割+外形標準課税）とは異なる扱い。
- 令和2年度与党税制改正大綱に基づき、小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業の法人に対する課税の枠組みを見直すことについて、引き続き検討する。

現行制度

**法人事業税の課税標準が収入金額とされ、一般の事業と課税方式が異なる。**

(地域独占や料金規制・総括原価は撤廃され、既に収入金課税の根拠は失われており、公平性の観点から是正が必要。)

\* 平成30年度、ガス供給業を営む中小ガス事業者のみ、一般の事業と同様の課税方式に見直し。

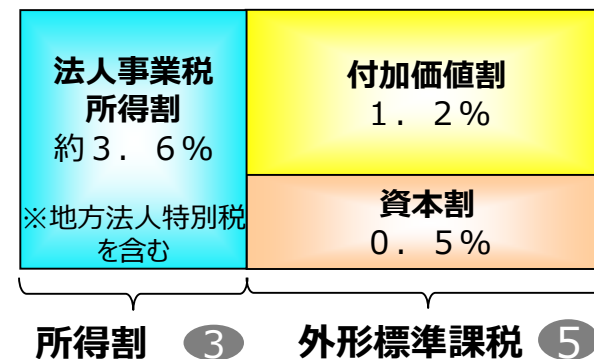


要望内容

【現行】 **収入金課税 (税率約 1.3%)**



【改正後】 一般の事業と同様の課税方式 (**所得割+外形標準課税**)



注：大手ガス事業者や一部の中小ガス事業者（11事業者）のみ。

### 第三 検討事項

ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され  
2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や  
新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や  
個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税  
の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくこと  
について、引き続き検討する。

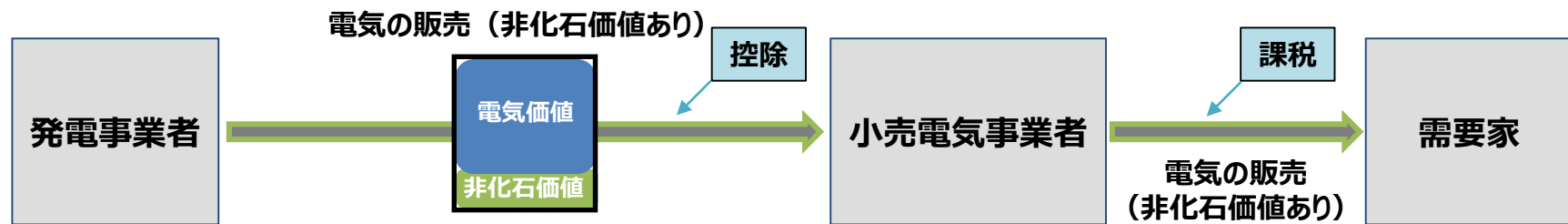
# (4-3) 非FIT電源由来の非化石証書の取引における税制上の所要の整備

(法人事業税)

新設

- 再エネ等の非化石電源の投資促進を図り、その電気の使用を選択可能とするため、環境価値（非化石証書）を取引する市場を創設。
- 来年度からの電気事業者間の非FIT非化石証書の取引において二重課税が発生。
- 二重課税による事業者の税負担増加だけでなく、再エネ主力電源化にも逆行することから、小売電気事業者の課税標準となる収入金額の算定において、非FIT非化石証書の購入費用分を控除するよう措置を講じる。

## 従来

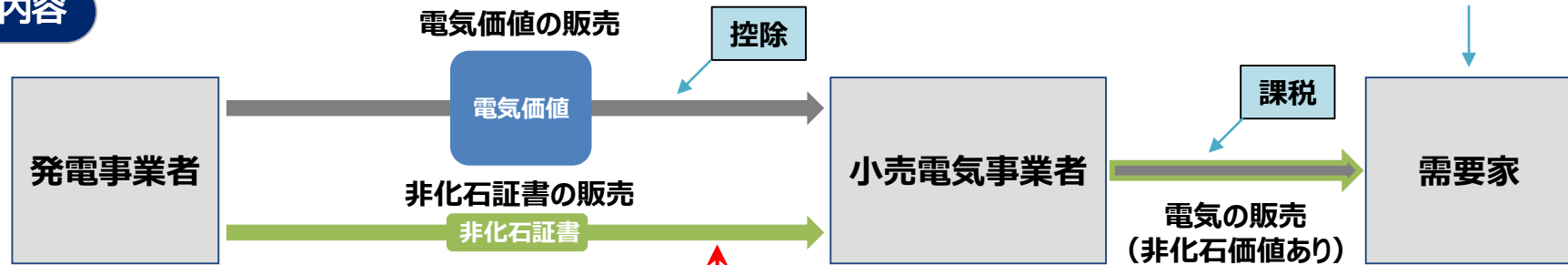


従来は非化石価値と電気価値は一体で取引  
(非化石価値は電気とともに収入金額から控除されてきた)

非化石価値が電気から切り離して取引される

再エネ電気等のニーズの高まり

## 措置の内容



二重課税となるため  
控除措置を講じる

- 資源のほぼ全量を輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、自主開発の推進を図ることが極めて重要。
- 他方、資源開発には、長期間、巨額の費用を要し、コスト及びリスクが高い。
- 海外における資源探鉱・開発に当たり、プロジェクト失敗等のリスクに備えるための準備金の積立て及び損金算入を認める措置を**2年間延長**する。

## 改正概要 【適用期限：令和3年度末まで】

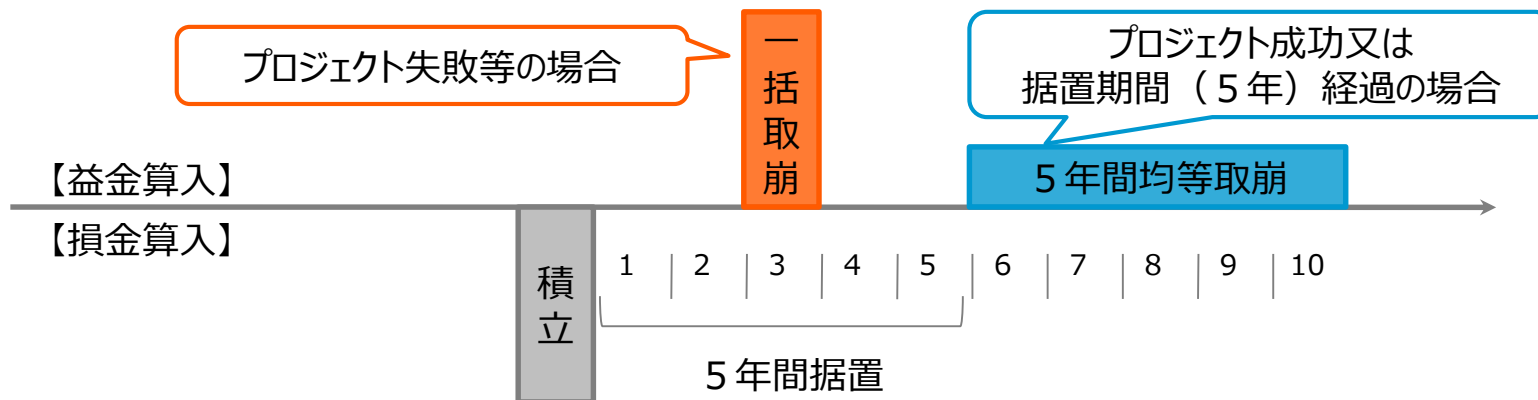
○海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合（※）の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。  
※探鉱の場合は出資額の50%、開発の場合は出資額の20%

### 【対象】

石油、天然ガス、金属鉱物

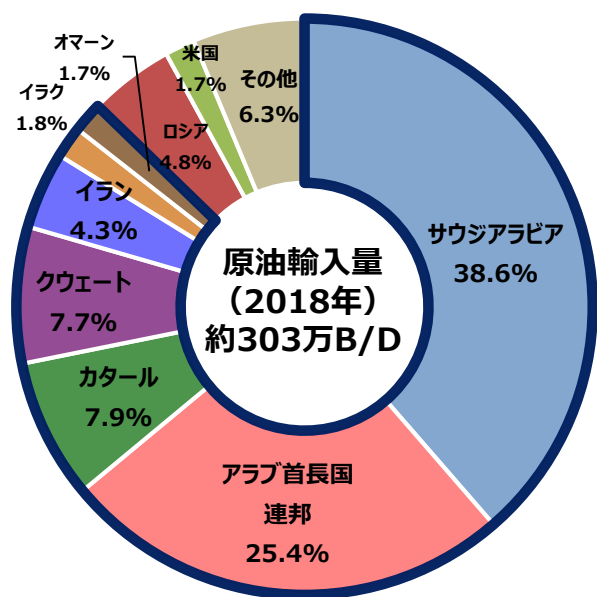
### 【準備金の取崩し方法】

- ・プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
- ・プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、6年目以降、5年間に渡って均等で取崩す。



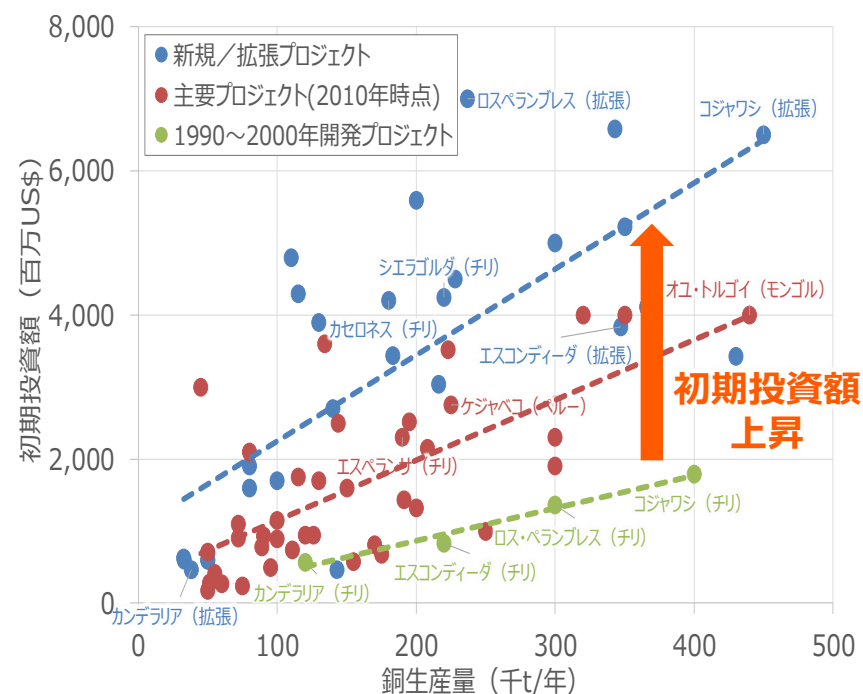
## (参考) 更なる資源確保の必要性

- 原油の多くを依存する中東地域の情勢不安はますます深刻化。
- 中国等との鉱物資源確保競争が激化し、鉱石品位の低下、鉱山の深部・奥地化等により参入条件も悪化。
- 安定した供給源を確保するには、リスク・コストの高いプロジェクトへの果敢な挑戦が不可欠。



中東依存度 : 88%  
⇒供給源の多角化が必要

(出典) 財務省貿易統計



⇒開発コストが増大

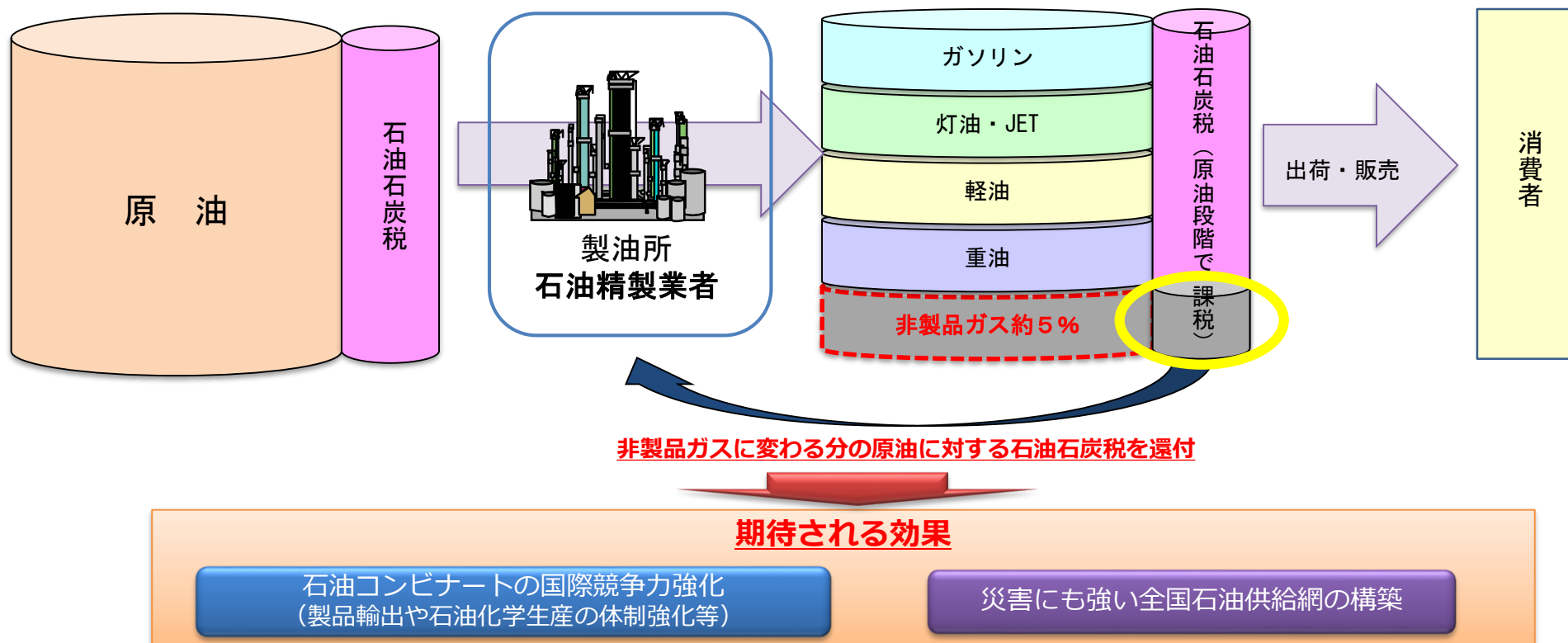
(出典) 公表データに基づき、JOGMEC作成

# (4-5) 非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の延長 (石油石炭税)

延長

- 我が国においては、**原油の輸入段階で石油石炭税が課税**されるため、そのままでは、精製過程で必ず発生する販売商品としての価値がない「**非製品ガス**」に対しても課税されてしまう。
- このため、「非製品ガス」については現在**石油石炭税の還付制度が設けられているが、適用期限を3年間延長**する。これにより、災害にも強い全国石油供給網の構築や石油コンビナートの国際競争力強化が期待される。

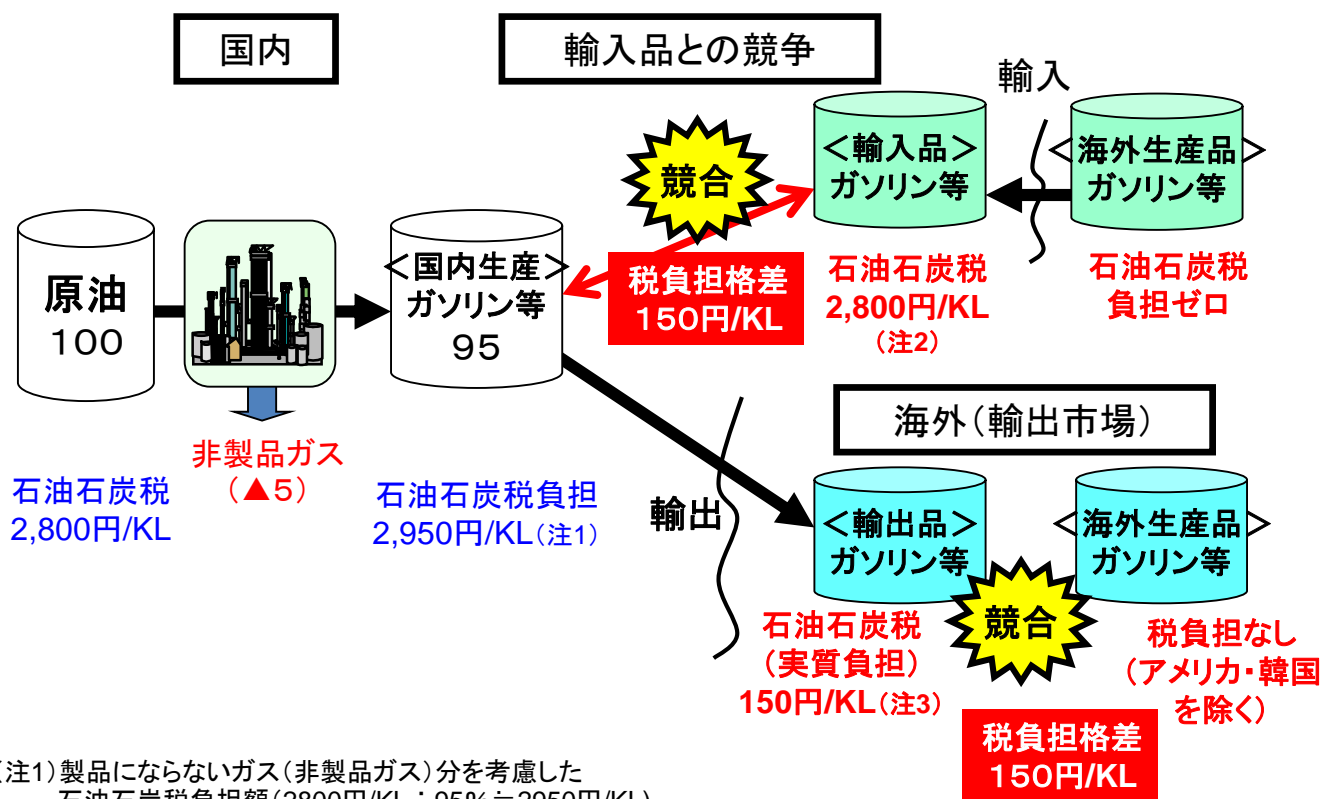
改正概要 【適用期間：令和4年度末まで（3年間の延長）】



## (参考) 制度の必要性：事業環境のイコールフティングの実現

- シンガポール・台湾等に対して、原油ではなく精製済みの「ガソリン」等の形で輸出入を行う場合がある。
- もしも非製品ガスに係る還付制度が廃止されれば、国内外の市場で、国内生産品は著しい競争上の不利を被る可能性。必ず、本制度の適用期限を延長することが必要。

### 石油石炭税負担の格差について



### 欧州・アジア主要国の輸入段階での原油課税と非製品ガス課税状況

	輸入段階での原油(原料)への課税	非製品ガスへの課税
米国	なし(注1)	なし
イギリス	なし	なし
フランス	なし	なし
ドイツ	なし	なし
シンガポール	なし	なし
中国	なし	なし
韓国	あり(注2)	あり
台湾	なし	なし

(注1) 輸入原油の一部(2018年処理原油の16%)に関税が賦課されている。0.25¢/ガロン→110円/\$で、約73円/KL

(注2) 関税(3%)と輸入賦課金(16ウォン/L)がある。非製品ガスに係る税負担は約163円/KL(2018年平均価額。原油CIF49,659円/KL、為替0.1005円/ウォン。関税と輸入賦課金の合計約3,098円/KL)

- (注1) 製品にならないガス(非製品ガス)分を考慮した石油石炭税負担額(2800円/KL÷95%≒2950円/KL)。  
 (注2) 輸入段階で石油石炭税が課税される。  
 (注3) 輸出製品には本体に係る石油石炭税(2800円/KL)のみ免税される。

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー消費効率の改善と再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。
- ①省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ設備投資や、②再エネの主力電源化に資する発電設備・付帯設備の投資を促進する税制措置を延長する。
- 平成30年度の省エネ法改正により追加された「認定管理統括事業者等」も対象に加え、拡充する。

改正概要 【適用期限：省エネ：令和3年度末まで、再エネ：令和2年度末まで】

### 省エネルギー（需要側）

- ◆ 省エネ法の規制対象事業者等を対象に、①生産設備等を対象とする大規模な省エネ投資、② I o T 等を活用し個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資を促進する。 ※特別償却（20%）又は税額控除（7%、中小企業のみ）

(イメージ：大規模な省エネ投資)

中長期的な計画に基づく設備投資等によるエネルギー消費効率の改善



事業者（2年連続Sクラス）



省エネ法の規制事業者

対象設備〔例〕



高性能ボイラ

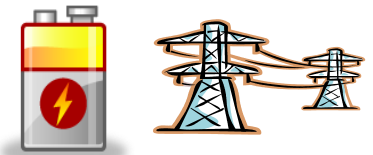
### 再生可能エネルギー（供給側）

- ◆ 導入初期のキャッシュフロー改善により事業リスク低下と再投資拡大を図るとともに、電源毎の実態に即した設備の積極的普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの主力電源化に資する設備投資を促進する。 ※特別償却（14%）



発電設備

※中小水力、地熱、バイオマスの発電設備・熱供給装置のうち、先進的要件を満たすもの。



蓄電池・自営線等

※系統安定化、メンテナンス高度化に資する蓄電池、自営線等の付帯的設備。

エネルギーミックス実現の加速化



# (4-7) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、**再生可能エネルギーの更なる導入拡大を推進することが重要。**
- 他方、再エネ発電事業の導入初期には、様々な事業リスクがあり、投資判断を行う上での障害となっている。
- 事業リスクへの対応や再投資拡大を図り、地域における最大限の再エネ普及に寄与するため、**発電設備に係る固定資産税を事業当初の3年間軽減する税制措置を2年間延長。**

改正概要

【適用期限：令和3年度末まで】

【太陽光】



【風力】



【中小水力】



【地熱】



【バイオマス】



対象設備	発電出力	課税標準
太陽光発電設備 (10kW以上、自家消費型補助金を受け取得した設備)	1,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	20kW未満	3/4 (7/12~11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3~2/3)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	1万kW未満	1/2 (1/3~2/3)

3年間キャッシュフローを改善

## 再エネ導入に伴う事業リスクの例

- 土地取得調整・環境アセスメントの長期化 (事前のリスク)
- 機器の性能リスク、災害・発電量リスク (事後のリスク)
- 燃料価格の高騰 (バイオマス発電)、蒸気量の減少による追加コスト (地熱発電) 等



高い設備導入コスト

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用 (上表の括弧書の間で設定)。

## 5. その他

## (5-1) エネルギー・資源・環境関連

### <拡充・制度整備>

- 原料用途免税の本則化 (揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税)

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

- 配電分野の運用高度化に向けた制度整備に係る所要の措置 (電源開発促進税)

現在検討が行われている配電分野の運用高度化に向けた制度整備に伴い、電源開発促進税法上の所要の整備を行う。

- バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の拡充 (揮発油税、地方揮発油税)

エネルギー安全保障やカーボンリサイクル促進の観点から、バイオエタノールを混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税を免税する措置について、免税の対象となるバイオエタノールにカーボンリサイクル技術を用いて排ガス等から製造されるものを加えるよう追加する。

## (5-1) エネルギー・資源・環境関連

### <延長>

- 特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長 (石油石炭税)

苛性ソーダ製造業を営む者が自家発電の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例が適用されない本制度について、適用期限を3年間延長する。

- 特定原子力施設炉心等除去準備金の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、廃炉等に必要な資金として積み立てた積立金額のうち、炉心等の除去に要する金額の損金算入を認める措置について、適用期限を3年間延長する。

- 電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の延長 (事業税)

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、小売電気事業者の課税標準たる収入金額から託送料金相当額を控除する措置について、適用期限を3年間延長する。

- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

事業者の公害防止対策に対する取組の促進を図るため、事業者が設置する公害防止施設に係る固定資産税の軽減措置について、所要の見直しを行った上、適用期間を2年間延長する。

- 農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置の延長 (石油石炭税)

農林漁業の生産資材である A 重油の低廉かつ安定的な供給の確保等を図るとともに輸入品と国産品の競争条件のイコールフティングを確保するため、農林漁業用 A 重油の石油石炭税の免税・還付措置について適用期限を3年間延長する。

## (5-1) エネルギー・資源・環境関連

### <延長>

- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長 (登録免許税)

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素住宅の認定を受けた住宅等を新築又は取得した場合の登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。

- 引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長 (石油石炭税)

沖縄における電気事業が地理的・地域的制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄県内の事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限を2年間延長する。

- 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長 (固定資産税)

住宅ストックの性能向上を図るため、住宅リフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォーム)をした場合の固定資産税を軽減する措置について、適用期限を2年間延長する。

- 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

沖縄における電気事業が地理的・地域的制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る特例措置について、適用期限を2年間延長する。

### <廃止>

- 金属鋳業等鋳害防止準備金制度の延長 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

金属鋳業等鋳害防止準備金制度は適用期限の到来をもって廃止する。なお、令和8年度まで、現行の損金算入率(80%)に対して1年ごとに8分の1(10%)ずつ縮小した率を積立金に乗じた額の損金算入を認める経過措置を講じる。

## （５－２）地域経済・中小企業支援関連

### ＜検討事項＞

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

## （５－３）復興・防災関連

### ＜拡充・制度整備＞

- 復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置

復興特区税制及び福島特措法税制について、対象地域の重点化等、各種課題に対応した所要の措置を講ずる。

## (5-4) その他

### <拡充・制度整備>

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税、個人住民税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の令和2年度新規補助事業を適用対象に追加する。

- 外国子会社合算税制の見直し（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開の推進及び国際競争力の向上を図るため、部分合算の対象となる受取利子等の額の範囲から一定のユーザンス金利を除外する。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を行う。

- 時価の算定に関する会計基準の見直し（法人税、法人住民税、事業税）

時価の算定に関する会計基準における売買目的有価証券の時価の定義の見直し等に対応するため、所要の措置を講ずる。

- 会社法制の見直しに伴う所要の措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

今臨時国会で成立した会社法改正等を踏まえ、所要の措置を講ずる。

## (5-4) その他

### <延長>

- 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置（登録免許税）

産業競争力強化法に基づく認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業又は資産の譲受け又は譲渡、会社の設立等における登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。

- 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく不動産の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。

- 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長（登録免許税）

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。

- 長期保有土地等に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例の延長等（所得税、法人税）

長期保有（10年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合の課税の特例について、適用期限を3年間延長する。

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（法人税、法人住民税）

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年間延長する。

## (5-4) その他

### <検討事項>

- 事業所税のあり方の検討 (事業所税)

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

- 地方法人課税の見直し (法人住民税、事業税)

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と其中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

- 金融所得課税の一体化 (所得税、個人住民税)

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 印紙税のあり方の検討 (印紙税)

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

## (5-4) その他

### <検討事項>

- 自動車関係諸税の課税のあり方の検討 (自動車重量税、自動車税、軽自動車税)

平成31年度与党税制改正大綱では、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする」とされたところ。自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

- 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設

企業の生産力の強靱化を図るため、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設を検討する。